

令和 8 年度一般会計予算特別委員会会議録

令和 8 年 3 月 1 6 日 (月)

(開 会) 1 0 : 0 0

(閉 会) 1 6 : 5 8

【 案 件 】

1. 議案第 3 1 号 令和 8 年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから令和 8 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第 3 1 号 令和 8 年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

質疑に入る前に質疑の取下げの申出がっておりますのでお知らせいたします。

吉田委員より、「第 6 款 農林水産費」、1 5 5 ページ、農業総務費、その他の農業総務費。道祖委員より、歳入 5 1 ページ、不動産売払収入、市有土地売払収入、以上 2 件の取下げがっておりますので、お知らせいたします。

それでは、3 月 1 3 日に引き続き、「第 3 款 民生費」、1 3 0 ページ、青少年対策費、児童センター・児童クラブ運営事業費について、川上委員の質疑の際に要求しておりました資料について、準備ができておりますのでサイドボックスに掲載しております。ご確認いただきますようお願いいたします。川上委員の質疑を許します。

○川上委員

おはようございます。資料頂きました。説明をお願いします。

○学校教育課長

追加資料について、説明いたします。「児童クラブ運営委託事業に係るプロポーザル審査から契約締結までの経緯」をお願いいたします。

川上委員より要望ございました次期受託事業者をプロポーザルで候補者に選んだ段階から、飯塚市契約規則第 5 2 条に関する話を教育委員会内部あるいは契約課との関係でどのような協議をしたか。また、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店との関係でどのような協議をしてきたかについて、時系列でまとめたものになっております。

まずは、令和 7 年 1 2 月 2 日にプロポーザル審査を実施し、1 2 月 4 日に審査結果を公表いたしております。翌 5 日から令和 8 年度委託に係る仕様書の内容、契約締結に関する協議を開始し、その際、飯塚市契約規則第 5 2 条に定める契約保証金の取扱いについては、第 5 2 条第 2 項の免除規定により、免除の方向で進めたいとのシダックス側からの意向があり、委託候補者においては既に複数の自治体において児童クラブの運営実績があることから、第 5 2 条第 2 項第 4 号の規定によって、補償金免除の方向で進めていくことを確認しました。

その後、1 2 月 1 0 日、1 2 日に担当である学校教育課放課後児童係とシダックスにおいて、契約締結に向けて必要な仕様書及び契約書の内容の確定に向けた協議を行い、1 6 日に課内協議を経て、1 7 日に仕様書案と契約書案をシダックスに送付をしております。その案を基にシダックスと 1 8 日に再協議を行い、2 2 日に課内で 1 8 日のシダックスとの協議を受けての仕様書と契約書の内容について、協議を行っております。その際、シダックス側より契約保証金免除規程第 5 2 条第 2 項第 4 号の執行に必要な他自治体における委託契約履行証明書について、浜松市に既に依頼しているとのことでしたが、その履行証明書が発行までに時間を要すると浜松市より回答があったと報告があり、学校教育課からシダックスに早急な発行を催促するよう指示をしております。

年が明けまして、令和 8 年 1 月 7 日に浜松市から本市に電話がありまして、履行証明書発行

に向けてそこは手続を進めているけれども、その履行証明書の様式や記載内容について、浜松市から本市に電話で問合せがっております。

1月8日に12月22日に課内で協議した仕様書と契約書の内容について、確定に向けた協議を行っています。このときに浜松市の履行証明書の発行期日について、まだ、未定の状況であるとシダックス側から報告があり再度早急に発行するように、浜松市に催促するよう学校教育課から指示いたしました。このシダックスからの報告を受けまして、1月13日に学校教育課内で仕様書と契約書の内容の確定についてはめどがついたものの、契約保証金免除の手続に時間を要する見込みであるため、契約の早期締結に向けた契約保証金についての取扱いについて、契約課に相談することを確認しました。

翌14日に学校教育課と契約課で契約保証金の取扱いについて、現在、契約保証金免除について飯塚市契約規則第52条第2項4号の規定に基づき、手続を進めているが必要な履行証明が届くには時間が要するため、証明書の発行されることは間違いなしとの確認がとれておりましたので、その後、課内で協議の上、契約締結が遅延する今後の影響について考えた結果、契約保証金免除については飯塚市契約規則第52条第2項第10号、「市長が特に契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき」の規定を適用することとし、同日に執行伺いを起案いたしました。

その後、令和8年1月22日にシダックスと契約締結に関する最終協議を実施し、1月26日に執行伺いの決裁が完了したことを受け、翌27日に契約締結に関する伺いを起案し、30日に契約締結に至った流れとなっております。以上でございます。

○川上委員

飯塚市契約規則の契約保証金第52条2項4号、規定を紹介してください。

○学校教育課長

飯塚市契約規則第52条第2項4号につきましては、「契約者が第5条又は第35条の規定に基づく適正な参加資格を有するもので、過去2年の間に市若しくは他の地方公共団体又は国（公社、公団を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」となっております。

○川上委員

履行証明書とは何ですか。

○学校教育課長

履行証明書とは2年以上にわたって他の自治体において、契約を履行したことを証明する証明書となっております。

○川上委員

なぜ、それが必要なんですか。

○学校教育課長

飯塚市契約規則第2条第4項の中身、内容について、実際に履行したものであったかどうかというところを確認するために必要であります。

○川上委員

令和8年1月13日、1月14日に10号という言葉が出てくると思うんだけど、その辺詳しく説明してもらっていいですか。

○学校教育課長

まず、令和8年1月13日に契約締結に必要な仕様書と契約書についての内容確認、確定はもうほぼめどがついたのだけれども、ただ契約保険金の免除についての手続が申請している浜松市のほうからの発行がまだ時間を要して、まだめどが立っていないというところで、ただ契約締結を早くしなければ、その後の引き継ぎの手続が進んでいきませんので、これ何とか早く、

契約に至るまでにはどうしたらいいかというところで、私と契約課のほうに相談をしてみようということに、1月13日になっております。

1月14日に契約課のほうに来ていただきまして、今、免除の方向で動いているけど、まだまだこれは発行に時間がかかるというふうに先方から連絡があっていると。このままだと契約締結に時間を要して今後の引き継ぎに支障が生じるけれども、というところでこの免除規定について、いろいろそこで相談しお話をさせていただいたところ4号だけでなく、他にも免除規定がありますというところで話を受けまして、その後、学校教育課のほうで話をしてこのシダックスにつきましては、過去に他の複数の自治体において児童クラブについての契約及び履行したことがプロポーザル審査の際にこちらで確認しておりますので、この4号にも示される複数回の契約及び履行しているというところについては、こちらでも確認ができていているというところからあくまで、4号規定で進めていたんですけれども、早く契約を締結していくというところの事情で10号の適用という形で決定し、今後、契約を進めていこうというふうな決断になっております。

○川上委員

10号を読み上げて説明してください。

○学校教育課長

10号につきましては、「前各号に掲げる場合のほか、市長が特に契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき。」となっております。

○川上委員

この適用理由、お尋ねします。

○学校教育課長

先ほどの答弁と重なりますけれども、この委託業者につきましてはプロポーザル審査を実施する際に、その事業の業績については事前に確認をした上でプロポーザルに臨んでおりますので、同等の契約、履行についてはこちらでも確認できているというところで、10号での契約で進めさせていただこうと考えて決定しております。

○川上委員

10号があるにもかかわらず、令和7年12月5日の段階で4号規定を適用しようとしたのはどういうことですか。

○学校教育課長

まず4号規定、当然契約を確実に履行していただく必要がありますので履行証明書を取っていただくという形でも進めておりました。ただ先ほど答弁させていただきましたとおりこの1月14日の段階でまだ、必要な事項証明書が届いていないし今後も、いつそれが発行されるか分からないという状況でございましたので、そこで他の条項の適用ができないかというところで10号というふうな形で変更し、契約を進めさせていただいております。

○川上委員

10号の規定よりも4号の規定のほうが確実に安定的な委託業務ができるという判断ですね。

○学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。

○川上委員

その安定的な業務委託をする委託業務をする上で必要なものが出てこない。仕方がないので、10号で対応するという事なんです。

○学校教育課長

契約締結を早急に進めなければいけないというところの判断で、そのようにさせていただきました。

○川上委員

1号から9号までのことができない場合に10号で対応するという、この規則はそういう読み方するんですか。

○学校教育課長

優先順位があるというふうには捉えておりませんが、まずは4号で考えておりましたところ、そこではかなり契約について遅延が生じるというところがありましたので、この1号から10号を見た上で、10号というところで学校教育課のほうで決定させていただきました。

○川上委員

飯塚市契約規則第52条の契約保証金、第1項を紹介してください。

○学校教育課長

飯塚市契約規則第52条第1項には、「市長は、契約者をして、契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額の契約保証金を納めさせなければならない。」となっております。

○川上委員

納めさせなければならないとあるわけですね。で第2項の紹介してください。1号から10号まではいいですけど。

○学校教育課長

飯塚市契約規則第52条第2項には、「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。」となっております。

○川上委員

第1項は義務規定になっているんですね、納めさせなければならないとなったわけ。納めなければならないじゃないんですよ、納めさせなければならない。

第2項は免除することができる規定ですよ、次の各号のいずれかに該当する場合は、となっているでしょう。該当できない状況があったわけでしょう、そうすると、免除することができる規定なのでしなくてもよかったんですよ、契約を進めようとすれば。保証金払ってくださいと言ったことがあるんですか、この過程で。

○学校教育課長

令和7年12月5日に最初の協議をした上で、保証金の支払いについてこちらのほうで求めました。同時に飯塚市契約規則については、免除の規則があるということも当時述べておりましたところ、シダックス側のほうから免除規定を適用させていただきたいというような申出があっております。

○川上委員

そのあとのこと言っているんですよ、出すべきものを出さないと。1か月も続くわけでしょう、その段階でもう契約はやりたいと。仕事してもらいたいと。それで契約保証金が必要なのでそれを出してくださいと言ったのか、ということですよ。

○学校教育課長

この間は、浜松市からの証明書を待っている期間でしたので、こちらのほうからシダックス側に契約保証金を支払う形で進めてくださいといったことは促しておりません。

○川上委員

契約保証金、飯塚市契約規則第52条違反じゃないんですか。

○学校教育課長

契約規則の免除規定に基づいて手続を進めておりましたので、違反ではないと考えております。ただ時間を要するということでございます。

○川上委員

これは特定の会社に対する特別扱いに当たらないんですか。

○学校教育課長

この委託業者だからというところでの判断ではございません。

○川上委員

飯塚市契約規則があるのに、この会社をシダックスであろうがなかろうが特別扱いしていませんか。飯塚市契約規則第52条があるのに。

○学校教育課長

特別扱いをするということなく、第4号の規定で進めておりましたけれども、あくまでも特別扱いということではなく、契約の遅延が後の引継ぎに時間を要するため、飯塚市契約規則第52条第2項の中の、別の規定で賄えるのではないかとというところで進めさせていただき、特別扱いをしたというところではございません。

○川上委員

世間ではこういうのを特別扱いというんですよ、これが駄目ならこれでいきましょうと。これが駄目なときに、契約保証金を払いなさいというのが第1項に書いてあるわけでしょう。払わせなければ納めさせなければならないと書いてあるじゃないですか。これ義務を果たしていないんじゃないですか、市役所は。

○学校教育課長

あくまで契約保証金を支払っていただくというのが前提だと思います。こちらでも免除規定を適用するということで進めておりまして、そこでこの1月中旬までにその証明書が発行できてない段階でまた、もっと別の動きも考えればよかったところがあるのかもしれませんが、この令和8年1月14日の段階で、免除規定に基づいて手続進めていたところで契約履行について、速やかに進めるためにはどういった手続が一番この契約規則の中でできるかというところで考えさせていただいて、このような形で決定し進めさせていただいております。

○川上委員

行政経営部長、このように契約規則が使われていいんですか。

○教育部長

おっしゃられるとおり飯塚市契約規則第52条第1項のほうは、納めさせなければならないという、言われますとおりこれはもう義務規定でございます。

ただし、その義務規定の中で、免除することができるというこのただし書がございます。教育委員会のほうでまず初めに考えたのは、この契約保証金のほうは前提として納めていただかなくはいけない。ただし、ここの第2項にあります免除規定、こちらに該当する、該当させたいという受託候補者のほうからのお話もありました。そういった中でまずはここの免除規定に該当するかどうか。最初にまず4号のほうで該当するかどうかということを進めておりましたところ、先ほど担当課長が申しましたように、なかなか出てこない。そういった中で4月から始まる児童クラブの運営に対してこれ以上遅くなる場合は支障が生じる。そのために10号の規定は該当しないのかと。いうことの中で今回このような形になりました。当然10号が該当しないということであれば、契約保証金については納めなければならないとなっておりますので、納めていただくべきものというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:23

再 開 10:26

委員会を再開いたします。

○行政経営部長

先ほどの川上委員からありました、飯塚市契約規則第52条の扱い方はこういうふうでいいのかというご質問だと思うんですが、原則としてはこの飯塚市契約規則第52条第1項に書いてあります、「市長は契約者をして契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額の契

約保証金を納めさせなければならない。」、これが基本です。ただし、この前項の規定にかかわらず、先ほど来出ています各号に該当する場合は、「契約保証金の全部又は一部を免除することができる。」とありますので今回の件に関しましては、相手方より保証金について、第4号のほうでお願いがあったということで、教育委員会のほうで考えられてこの号を適用しようということ事で事務を進められたというふうな認識でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:30

委員会を再開いたします。

○行政経営部長

先ほどの答弁と重複しますが、原則としまして、契約規則第52条の第1項、契約保証金を納めさせなければならない、これが基本となります。

○川上委員

契約規則第52条で、好きなように使う習慣をつくったら駄目だと思うんですね。

それで本来、令和8年1月13日、1月14日の段階で、直営でやるというような判断をしてもよかったのではないかと思うんだけど、NPO法人青少年健全育成会とこのシダックスの業務委託の引継ぎについては、この過程にもう始まっているんじゃないですか。

○学校教育課長

契約締結前の段階で業務委託候補者として、というところでNPO法人青少年健全育成会とシダックスの話合いが始まっております。

○川上委員

経過、把握しているところをお願いします。

○学校教育課長

詳細な日程までは今、把握はできておりませんが、契約締結までの段階で業者のほうであくまでも業務委託候補者というところで顔合わせが行われ、その後、契約締結後に転籍希望者面談、また、その後に保護者説明会という形で進んでおりまして、既に転籍希望者面談及び保護者説明会については、先日、中までに終わっております。

○川上委員

年が明けて令和8年1月6日には、NPO法人青少年健全育成会が児童クラブ運営主体変更のお知らせを保護者に発信しているじゃないですか、確認していますか。

○学校教育課長

確認しております。

○川上委員

契約内容について仕様書案、契約書案について、協議がずっと続いているでしょう。仕様書の中でポイントだったのはこどもの安全問題だったわけでしょう。説明がありました、そのこどもの安全問題で決着がついてない状況の中で、予定業者間で引継ぎはもう始まっていたわけですか。

○学校教育課長

契約内容についての詳細が飯塚市とシダックスでまだ協議をしておりましたけれども、あくまでも委託の可能性があるというところの段階での顔合わせ的なものは行っておりました。

○川上委員

あり得ないでしょう。

○学校教育課長

受託候補者が決まったというところは、令和8年12月4日に審査結果を公表して、ホーム

ページ等でも載せておりましたけれども、その上で候補者はこちらになりましたよというところでの顔合わせはありましたけれども、詳細な特に個人情報等が関わるような内容について、話はしていないというふうに聞いておりますので、あくまでも顔合わせというところで聞いておりました。

○川上委員

それはいつのことですか。

○学校教育課長

具体的な日付についてまで、ちょっと把握をしておりません。

○川上委員

顔合わせとはなんですか。そんなことしていいんですか。

○学校教育課長

こちらで顔合わせしていいかどうかの是非については、各業者のほうに話はしていないんですけれども、業者間のほうで候補者になりましたからというところでの挨拶といったようなものがあるとは思っております。詳細について、まだちょっと把握できていません。

○川上委員

1億8千万円の契約保証金の免除を引き出そうとしているとき、契約はまだ成立していない段階ですよ。ちょっと時系列的によく分からない。それに関心がないというのは不思議ではないけど。

それから、もう一つ最後のテーマですけど、支援員の皆さんの確保というのは委託業者としては最大課題ですよ、どのようにやっているんですか。

○学校教育課長

委託業者のほうから聞いておりますのは、支援員さんに全体説明をした後に個別に継続契約を仕様書において前提にしておりましたので、全ての現在の支援員さんについて、継続について面談をシダックスがしております。親の介護があるからとか、高齢に達したからといった方以外については、ほぼ継続契約ということで話が進んでいるというところですよ。

また、さらに支援員の増員が必要だというふうにシダックスのほうは考えられているみたいで、そこについても公募して人員確保を今、進めているというふうに聞いております。

○川上委員

契約締結する前までの動きはどういう動きか、契約締結した後の動きはどういう状況か、という時期を分けて説明してもらえますか。

○学校教育課長

日時の細かなところまではまだ把握できておりませんが、契約締結前にはお互い交わす程度のお話がありまして、契約締結後に支援員さんたちに対しての継続契約の実施及び保護者に対する、これ私も参加しましたが、保護者説明会というふうになっております。

○川上委員

支援員確保の状況については、教育委員会はどのように関わるんですか。

○学校教育課長

特に面談の中に入るといことはありませんけれども、現状どのような条件で、どれぐらいの方たちが継続になっているかというところは報告を聞いております。

○川上委員

支援員確保の問題については、この間の不適切な事案の教訓から市がきちんと責任を負うべきものだと思います。そうした問題があるのに、契約保証金の問題で前のめりになって、1億8千万円まけてやろうというような、契約規則を自分勝手に解釈してやっていこうという問題があったんじゃないかと思うんだけど、市長どう思いますか。

○教育部長

先ほど来から答弁させていただいておりますように、契約保証金を免除してやろうというふうなつもりで事務を進めたわけではございません。あくまでも契約規則に沿った中で事務を進めて、今回このような形になったということでございます。

○川上委員

市長に聞いたんですよ。

○武井市長

先ほど、教育部長がご答弁を申し上げたとおりでございますけれども、契約のルールに沿って私どもとしては、進めさせていただいたと思っています。ただ、市長としてこれは放課後のこどもたちの安心安全、質問者ご指摘のように、そして居場所であり様々な活動もやっておりますんで、そういったことへの円滑な引継ぎがなされるということが一番背景にあらうかと思っています。繰り返しになりますけれども、一般的なルールにのっとって行ったものでございます。

○川上委員

3か年続くんですよ。入り口でこんなありさまでしょう。飯塚市契約規則を自分勝手に解釈して、市役所には問題がある。この会社側にも心配な点たくさんありますよ。この会社にごどもを預けるというように流れができていく局面の中で、これは引き返さなくてはならんのではないかと思います。終わります。

○委員長

次に、129ページ、130ページ、青少年対策費、児童センター・児童クラブ運営事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私も同じく129ページ、児童センター・児童クラブ運営事業費6億4686万9千円について、お尋ねいたします。やはり、こどもの安全・安心が何よりだと思いますので、その辺しっかり聞いていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

130ページの児童センター運営委託料6875万6千円と、児童クラブ運営委託料を5億4258万円は関連がありますので、一括して質問させていただきます。

今年度、新しい委託先と契約しておりますが来年度からは委託内容に変更があるのか、確認させてください。

○学校教育課長

委託契約においては本市が設置している全ての児童センター、児童館、全ての児童クラブを一括して運営していただくことには変わりはありません。受託者による運営期間はこれまで単年度随意契約としておりましたが、今回の契約から変更し令和8年度から10年度までの3年間としております。

また、児童クラブの運営に関しましては、近年、増加傾向にある配慮や支援を必要とする児童への支援の充実を図るため、支援員の増員配置を図るようにしております。

○金子委員

では複数年の契約にした理由について、お尋ねいたします。

○学校教育課長

複数年の契約とすることにより受託事業者が支援員を継続的に雇用し、安定的に確保できるようになり、併せて長期的な展望や支援方針を持って運営していただくことにより、施設運営内容と支援の充実を図ることができると考えております。

○金子委員

児童センター運営委託料6875万6千円が計上されておりますがその内訳について、お尋ねいたします。

○学校教育課長

児童センター委託料の内訳としましては、児童厚生員人件費、施設運営に係る消耗品費、印

刷製本費、総合賠償責任保険料、3世代ふれあい交流会でのおやつ代、労務管理費となっております。

○金子委員

資料がございまして、63ページ、児童センター運営委託料、ここを読ませていただきますと事業概要のところに、「児童センター運営は、児童クラブ運営と合わせて行っており、児童センターの利用者の97%以上が児童クラブ入所者である。」というふうに書いてあります。ということは、この児童センター、児童クラブではなくて、児童センターを利用しているのは、つまり3%ぐらいだということですけども、実際の利用人数が分かりますか。

○学校教育課長

手元に資料はございませんが、かなり少数であることは間違いございません。

○金子委員

つまり、少数の人数、児童クラブ以外の方たちも行って、児童クラブの入所者も合わせて6875万6千円が計上されるということなんですけども、児童センターの利用の人数が少ないこの理由は何だと、お考えでしょうか。

○学校教育課長

児童センターにつきましては、利用の時間帯が児童クラブの運営の時間と重なっておりまして、その児童クラブで活用している時間帯にほかのこどもたちが使うというところが、なかなか使いにくいという現状があるかと思います。

○金子委員

今回もホームページが新しく更新されておまして、丁寧にやっぱり児童センターの写真も載っていてまるで使えるように書いてあるんですけど、結局3%の方しか利用できてないというのは大変問題だと思います。ここはしっかり考えないといけないところだと思いますけど、児童センターをこどもの居場所として、今後どのように位置づけていくのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

児童センター、児童館につきましては、児童厚生施設として幅広い年齢層のこどもが自由に利用できることが基本となっておりますが、本市では児童クラブの設置場所となっているため、利用者数が非常に少ない状況が続いております。

次期受託事業者は他の自治体において、本市と同様の条件で施設運営をしている箇所もあり、事業者の持つリソースと運営実績を活用して、本市の児童センター、児童館でも取り組むことができる内容があれば試していきたいと考えております。

令和8年度当初からの取組は難しいかと思いますが、今後、受託業者と協議をしつつ、こどもの居場所としての活用について検討を進めてまいります。

○金子委員

後からまたお話をさせていただきますけど、一方、児童クラブでの遊びや生活について変更点があるのであれば、お尋ねいたします。

○学校教育課長

新規の受託事業者は全国で多くの児童クラブの運営をしております。また、ほかの子育て関連施設の管理委託等も受託をしており、多様な知見やリソースを有しておると考えられます。それらを本市の児童センターや児童クラブの運営にも活用していただき、よりバリエーションに富んだ遊びや活動内容にすることにより、利用児童が行きたい、楽しいと感じることが出来る安全な施設としていきたいと考えております。

○金子委員

児童クラブのほうは予算額が増加されています。その理由について、お尋ねいたします。

○学校教育課長

予算が増額となっている主な要因は人件費となっております。見守り体制の強化と支援の充実を図るため支援員資格を持った職員を多く配置していただくとともに、配慮や支援を必要とする児童への支援の充実を図るため、支援員の増員配置をしていただくための増額となっております。

○金子委員

児童クラブについては、保護者説明会を現在行っているということですが、どのような要望があるのか、お示してください。

○学校教育課長

保護者説明会で頂いたご意見としては、受託事業者変更に伴う確認事項が多くなっております。

主なものとしては支援員が変わるのではないか、支援体制は充実するのか、土曜日や長期休業期間の預かり開始時間に関すること等の見守り体制についてのご質問や長期休業期間中のおやつや外遊びを増やしてほしいといったこどもの生活の充実へのご要望が上がっております。その場でお答えできるものはお伝えし検討が必要なものについては、後日回答させていただきます。

また、ご意見・ご質問の内容と対応を取りまとめて、説明会終了後にホームページへの掲載や保護者配信システム等で情報提供させていただきたいと考えています。

○金子委員

私のほうにも幾つか、この児童クラブの運営主体が変わるということで質問等があります。その中で、長期休暇中また土曜日の朝の受入れについての要望があります。どのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長

土曜日や長期休業期間中は8時からの開始となっております。説明会では説明させていただいたんですけど、これについては現状の8時開始というところは変わっておりません。これは業者が変わったから8時開始となったわけではないんですけれども、ただ8時開始よりも前にお仕事の都合等で子どもさんを連れてこられる方がいらっしゃいますので、そこについては早めに通勤された支援員さん方の配慮というところで受入れをしておりますけれども、説明については8時から開始というところで説明させていただいています。私が参加した保護者会でも同様の質問があったんですが、私のほうからは8時から開始というところは変わっておりません。ただ今は職員のほうの配慮で受入れしておりますけれども、支援員のほうの勤務状況の負担もありますので、そこについてはご配慮いただきたいと思います。ただ、その受入れについては、検討していきますということで回答しております。

○金子委員

この児童クラブについては、以前はこどもが歩いて学校に行く、あるいは児童クラブに行くのが当然多かったんですけども、今は結構車で送り迎えが多くなりました。親の時間の都合によって、こどもが時間を決めるようになっていきます。となると、保育園は車で送迎するという生活に慣れていて、小学校1年生になった途端歩いて行くというのはかなり難しい。そうすると、やっぱり送迎になってしまう。そうなったときに今まで7時半がよかったのに8時まで待ってくださいというのは、大変厳しいのではないかと思います。また、もしそこに安全が確保できていなかった場合、これもまた問題ではあるかと思いますが、ぜひ、協議していただけたらと思っております。

昨年、放課後児童クラブ運営指針が改正されましたが、本市には児童クラブ活動を柱とした放課後児童支援ビジョンの期間が2026年までとなっておりますがその整合性については、どう図っていかれるのでしょうか。

○学校教育課長

ビジョンの改定につきましては、こども基本法や国の放課後児童クラブ運営指針の内容を反映させるとともに、新規受託事業者の事業内容等を反映し児童が楽しく遊び生活することが、健全な育ちにつながるような取組を示す内容となるよう、できる限り早い時期に改定したいと考えております。

○金子委員

今年度より児童センター、児童館、そして児童クラブについて委託先が変更し、市長の施政方針でも述べられておりましたが、児童クラブは遊びや生活内容にこどもの意見が反映され、学校やこども教室と連携を図り、多様な体験をしながら楽しく成長できる安心・安全な居場所の充実を図るとのことですが、しっかりと体制を整えていただきたいと思います。

一方で、児童センター、児童館については、受託業者と協議をして取組をできるだけ進めていきたいということですが、本市が子育て支援を進めている中でこの児童センター、児童館は置き去りにされたままではないかと私は考えています。

一つは、実質的にその対象者が児童センター、児童館を利用できないということです。ホームページには16館の児童館、児童センターが平日、土曜日は開館時間、午後1時から5時までできるように掲載されておりますが、実際には利用できません。児童クラブと設置場所が同じで構造的にまた、時間的に児童センター利用が難しい。先ほど答弁されましたがそういう施設については、まず委託先と整理が必要だと考えます。

もう一つは、学校教育課が0歳から18歳未満のこども、そして未就学時であればその保護者も同伴する児童厚生施設について、所管課となっていることだと私は考えます。児童センター、児童館についてはこども未来部が担うべきではないかと考えます。そして、ぜひこどもが安心して遊べる場所が増えることを期待しております。早急に整理をお願いいたします。ご検討よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、131ページ、青少年対策費、その他の青少年対策費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

続きまして131ページ、こども・若者プラザいづか管理費負担金574万2千円について、お尋ねいたします。こども・若者プラザいづかにおける事業の内容と設置の目的について、お尋ねいたします。

○こども政策課長

先日の代表質問におきましても、こども未来部長のほうから答弁をさせていただいた内容と重複いたしますが飯塚コミュニティセンターの大規模改修に伴いまして、市民交流プラザが移転した跡施設を有効に活用するとともに、こども・若者支援を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的といたしまして、令和8年4月からこども・若者プラザいづかを設置するものでございます。

本施設には、飯塚市少年相談センターの機能を移転するほか、第2教育支援センターを新たに増設いたしまして設置いたします。また、こども家庭センターで実施しておりますヤングケアラー支援事業との連携に加えまして、福岡市の警固公園や県内4か所で民間団体が実施しております出張相談事業である「まちの保健室」事業を開催するなど、若者が気軽に相談できる機能も新たに追加することで、支援体制の強化を図っていきます。

さらには、県の若者就職支援センターや2市1町で共同設置しております消費生活センター、あいタウン内の別フロアに設置しております高校生を対象とした県の学習支援センター等、既存施設との連携も図りながら、多様な課題に対応できるよう支援体制を強化してまいります。

支援体制の充実や強化だけでなく、中高生が公共の交通機関で訪れやすい飯塚バスセンター横にあるという立地のよさを生かしまして、Wi-Fi環境が整った交流スペースを開放した

自由な居場所の提供も実施する予定といたしております。

開館時間等につきましては、平日の午前9時30分から午後6時15分としておりますが、当面の間、土曜日の開館も試験的に実施いたしまして、利用状況をみて拡充を検討していきたいと考えております。

これらの機能と既存施設の持つ機能との連携を充実させることによりまして、若者支援の中心拠点と新たなこども・若者の居場所の構築をしていきたいと考えております。

○金子委員

資料のほうにも、こども・若者プラザいくつかのレイアウトを出していただいております。ありがとうございます。現在、飯塚図書館が休館していることから、市民交流プラザで学習している中高生が多いと聞いております。

現在、市民交流プラザの開館時間が夜9時までとなっており、その時間まで利用している中高生も多いそうです。先ほど時間が6時半までというふうにお聞きしましたが、ぜひニーズを取って土曜日だけでなく、開館の時間の延長等を要望いたします。

では、このこども・若者プラザいくつかに配置する職員や周知の方法について、お尋ねいたします。

○こども政策課長

こども・若者プラザいくつかには飯塚市少年相談センターを移転いたしますので、センターの相談員4名を配置するほか、新たに設置されます第2教育支援センターの職員2名が配置される予定となっております。また、週1回のペースでまちの保健室事業を開催する予定となっておりますので、事業実施日には専門の相談員が1名追加で配置される予定となっております。

周知の方法につきましては、施設内部の様子を撮影した写真等を活用いたしまして、市の公式ホームページやSNSによる周知を4月に実施したいと考えております。また、市報の中央見開き部分に子育てに関する情報を定期的に掲載しております「ここすもだより」におきまして特集ページを作成する予定となっておりますので、そういった広報媒体を活用いたしまして、広く周知されるよう努めてまいりたいと考えております。

○金子委員

ぜひ、多くの中高生や若者が安心して楽しく利用できる施設となるよう、よろしくお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:00

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

134ページ扶助費、生活保護扶助事業費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

134ページ、生活保護扶助事業費ですけれど、令和7年度に比較して令和8年度の予算は約1億5千万円以上の減額となっておりますけれど、これはどのような扶助費の支給になってこの予算になっておるのかお尋ねいたします。

○生活支援課長

令和8年度の当初予算におけます生活保護扶助費の状況につきまして、令和7年度当初予算額との比較でご説明させていただきます。まず、令和8年度におけます扶助費の当初予算総額は88億3098万円となっております。内訳としまして、生活扶助費が約21億6469万円で全体の24.5%となっております。

次に、住宅扶助費が約9億6062万円で10.8%、医療扶助費が約53億5994万円で60.6%となっており、この3つの扶助費で全体の約96%を占めております。

残りの約４％となります、約３億４５７２万円が、教育扶助費、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、介護扶助費等でございます。昨年度と比較いたしまして、１．７４％の減。総額で１億５６８７万４千円の減額となっております。

主な扶助費では、生活扶助費が約８９５４万円で３．９７％の減。住宅扶助費が約４０５万円で０．４２％の減。医療扶助費が約６５６９万円で、１．２１％の減となっております。

全体の扶助費の減額理由といたしましては、保護受給世帯数の減少が主な要因となっております。

○道祖委員

保護受給世帯の減少が補助扶助額の減額の要因ということですが、それこそ生活保護の動向がどうなっているのか、お尋ねいたします。

○生活支援課長

本市の保護の動向といたしまして、直近の令和８年１月末現在では、世帯数３８８５世帯、受給者数４９８６人であり、一昨年前の令和７年１月末現在の３９７３世帯、５１２４人と比較いたしますと、前年比で８８世帯減、受給者数、１３８人の減となっております。

また、令和８年１月末時点での生活保護の開始廃止件数といたしましては、開始世帯が２６９世帯で、受給者数は３３７６人、廃止世帯が３４２世帯で、受給者数４１６人となっており、廃止件数が開始件数を７３世帯、４０人上回っている状況となっております。

本市の保護受給者数は、平成２４年１２月をピークに徐々に減少してきていますが、受給者の高齢化も進み、現在では、高齢者世帯が、６１．８％と高い水準にあり、そのうち９２．９％が単身高齢者世帯となっております。令和６年度の廃止件数の６５．１％が高齢者世帯であり、廃止件数、４０４件のうち、死亡による廃止が５４．０％、就労収入の増加によるものが１２．９％。親類縁者等の引取りが２．７％となっております。

○道祖委員

お年寄りが多くて、お年寄りが亡くなることで廃止に至っているということでもあります。そのような答弁だったと思いますけど。もう平成２４年をピークに減少している等という答弁もあっておりますけど、近年はどのように推移しているのか、それと就労による廃止も増えてきているんじゃないかと思うんです。と申しますのは近年、働こうとして働く場所がないという時代からですね、求人が多くて逆に企業のほうが人が足りないというふうになっているからですね、そういう傾向にも出てきているんじゃないかと思っているんですけど。

今後、高齢者の推移等を考えていくとどういうふうに、この生活保護の推移が見込まれているのか、その辺何か見解があればお示しいただけますか。

○生活支援課長

本市の過去３年間の保護受給世帯数、受給者数、保護率の推移につきまして、令和４年度から令和６年度までの各年度末の数値でお答えいたします。

まず、令和４年度は保護受給世帯数が３９９８世帯、受給者数は、５２３４人、保護率で４１．７％。令和５年度は保護受給世帯数が３９７５世帯、受給者数５１５４人、保護率、４１．４％。令和６年度は保護受給世帯数が３９７３世帯、受給者数５１３０人、保護率４１．４％となっており、この３年間で２５世帯、人員で１０４人、率にしまして０．３％の減となっております。

以上のとおり、ここ近年ではほぼ横ばいの状況で推移しており、微減傾向が続いているという状況となっております。

○道祖委員

高齢者の方が亡くなって受給者数が減ってきているけれど、しかし、高齢化が進んでいるからまだまだ極端に生活保護世帯、人数が減るという状況ではないということですね。分かりました。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。先日保留しておりました、113ページ、高齢者福祉費、その他の高齢者福祉費について、敬老祝金について、資料要求があっておりますが、準備ができておりますのでサイドボックスにて掲載しております。ご確認いただきますようお願いいたします。

○川上委員

説明をお願いします。

○高齢者支援課長

追加資料、敬老祝品支給事業（10年推計）について、説明いたします。

上段の表は住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による年度ごとの4月1日現在の推計値となっております。なお、令和7年度につきましては、実績見込みの数値となっております。

下段の表は上段の推計人口に対する敬老祝金見込額の推計となっており、現行の対象者の場合と見直し後の対象者の場合、右の欄にはその差額を記載しております。

上段の右のところにつきまして一番上には令和7年度決算見込額、これ祝品の場合の決算見込額となっておりまして、3668万円を計上しております。

令和8年度以降の試算額につきましては、まず下の段の祝品の場合ということは、現行のまま祝品で対象者も同じでいった場合については、予算見込額としては4271万円。祝金に変えてまず現行の場合、対象者を減らせなかった場合については、祝金及び事務費を含めまして3012万2千円。見直し後の場合は1386万2千円という形になっております。

なお、令和8年度の試算につきましては、昨年度の10月の予算要求時期におきまして令和8年度になる生年月日から持ってきておりますので、その時点の人数で行っておりますので、途中転出とか、亡くなる方は加味しておりませんので、数値が高い状況になっております。以上で説明を終わります。

○川上委員

資料の下のほうですね、敬老祝金見込額推計、令和7年度から10年間まで11年間の記載があるんですけども、これ見込額はだんだん増えていくんですか。

○高齢者支援課長

まず下の表の見込額のところ、合計（A）のところであれば、今の対象のままだった場合なんですけど、上の表からいきますと当然、対象人口は減っていくような形になっております。再度また、9年目10年目からは団塊の世代等が88歳等に近づきますので、若干その辺からまた増えるような形になっております。

○川上委員

これ減っていくんですね。

○高齢者支援課長

対象人口については、減っていきます。

○川上委員

金額の面でも全体として減っていくんじゃないんですか。

○高齢者支援課長

金額面でいきますと下の表になりますので、令和9年度に上がりましてそのあと若干、減っていくような事になっております。

○川上委員

これずっと減っていくじゃないですか、令和15年度まで。

○高齢者支援課長

令和15年度までは、だんだん減っていきますけどまた令和16年度、17年度につしまし

ては、団塊の世代が８８歳に到達されますので、その辺からまた増加していく傾向となります。

○川上委員

確認しましょうね、令和１５年度までは減っていきますね。

○高齢者支援課長

この人口推計の見込みであれば減っていく予定でございます。

○川上委員

数字はですね。私が要求を提案して委員会として要求したものなんですけど、令和８年度予算計上の段階でこの資料を作って、検討したわけですか。

○高齢者支援課長

この表につきましては資料要求で作成したものでありますけど、当初予算の策定の際には当然、コーホート変化率法の推計表を見ながら、今後の人口の動向を見ながら今回の見直しの決断に至っております。

○川上委員

この事業は令和７年度比較で予算の上では幾らから幾らへ、幾ら変化があったのかお尋ねします。

○高齢者支援課長

対象人数で申しますと令和７年の当初予算編成の予定では３５１５人を予定しておりましたが、決算見込みでは３２７９名と減になっております。

○川上委員

人数ですけど金額、お願いします。

○高齢者支援課長

当初予算案の概要でいきますと、令和７年度が４３０１万９千円を当初予算編成しました。令和８年度につきましては、１３７８万５千円となっております。

○川上委員

この事業は現行制度の下で、令和１５年度までは減っていくというのがあなたの方分かってたのに、今回、制度を変えることによって２９２３万４千円、約３千万円を削減したわけだけど、そういうことで確認していいですか。

○高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

非常に冷たいやり方よ。減っていくと分かっているのを減っていく速度が遅いと判断したのか分かんないけど、どんどん対象者を削ってね、３千万円も削減するわけでしょう。

概要説明の中に敬老祝金が１３３８万円とあるんですけど、この数字は今頂いている資料との関係は、どこに見えるんでしょうか。

○高齢者支援課長

上段の右側の表の一番下の令和７年度以降試算額の見直し後の祝金のところの１３３８万円（Ｂ）になります。

○川上委員

下の表との関係でいうと令和８年度、見直し後の欄ですよ。見直し後の欄の令和８年度は９６５万しかないんじゃないですか。この９６５万と１３３８万円とは、どういう関係になるんですか。

○高齢者支援課長

まず、人口推計の部分で令和８年度のところの上の表ですけど、８８歳が６８５人、１００歳以上が１４０人と書いてある分につきましては、あくまでもこちらにつきましては先ほど説明いたしました。コーホートの変化率法による人口推計の数字でありまして、実際の見

直し後の1338万円のと看、当初予算編成時につきましては、昨年10月の予算要求の時点における、令和8年度の対象者を生年月日で洗い出しまして、そのまま予算として計上しております。ですから、そこからの移動の分とかについては、加味してない数字で予算計上しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

さっきの祝品の関連で1点だけ私もお聞きしますが、今回の制度変更に当たって、他の自治体など参考にされたことがございましたら、お尋ねいたします。

○高齢者支援課長

今回の見直しにつきまして県内28市と桂川町の状況について、調査いたしております。

○藤堂委員

すみません。最後意見だけ言わしていただきたいです。私2年ぐらい前からこの件に関して位置づけてまいりましたけれども、敬老という精神は、事業の支援にも通ずる尊いものだというふうには理解をしておりますが、今回の予算の削減は持続可能な自治体の運営・経営を考えると非常にマッチョで妥当な判断だと反対に評価をしております。

ただ、制度としてまだまだクエスチョンの部分がございますので、2点だけ指摘します。

まず、公平性の欠如があると言えます。誕生日だから給付するというのは、特定世帯のみを公金で祝うというのは、世代間の公平性をまた一つ欠いているというふうに考えます。

次に、金融資産の多くは高齢者が持っているると偏在している中で、負担の重い現役世代の税金を一律に配るということは、行政本来の格差是正からは逆行するんじゃないかというところでは。評価困難な祝金よりも移動支援であったり、介護インフラの維持に財源を充てることこそが、高齢者支援の敬老というふうには私は考えますので、さらなる制度の変更というのを要望いたします。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先ほど、私この件の質問で経費削減がずっと続いていく流れがあるというふうには指摘したんだけどこの制度の改正は、経費削減が目的ですか。

○高齢者支援課長

今回、対象者を変更した主な理由としましては、近年の少子高齢化による高齢化率の上昇や平均寿命の延伸等をいろいろ鑑みまして、見直しを行っております。

○川上委員

経費の削減が目的だということですか。

○高齢者支援課長

同じ繰り返しの答弁になります。まずは見直しを考えたのが、先ほど高齢化率の上昇や平均寿命の延伸等になりました。そして今後やはり、財政の部分についても全くなかったかといえはあれなんですけど、一番目にこの財政の経費削減の分が来たわけではありません。

○川上委員

でも実際はそういうことになっていたんじゃないですか。ちょうど削減が「三角」で書いてあるでしょう。この額は部落解放同盟に対する補助金と同額ですよ、ほぼ。結論とこれは違うんじゃないですか。

それから質問ですけど、この制度は公平性に欠如があるんですか。

○高齢者支援課長

担当課としましては当然、公平性に欠如があると考えておりません。

○川上委員

誕生日を迎えられる方に祝金を支給するのが、公平性に欠如したものかと聞いているんですよ。

○高齢者支援課長

あくまでも本事業につきましては、老人福祉法第2条の基本理念に基づいて事業を進めておりますので、あくまでも公平性に欠いたものかというところについては、そういうふうに考えております。

○川上委員

77歳、88歳、99歳を超えて長寿できる方がおられるんですか。その年だけを飛び抜かすことができるのかと。76歳から78歳に飛ぶ人がいるのかと。

○高齢者支援課長

あくまでも変更した理由につきましては、少子高齢化による高齢化率の上昇と平均寿命の延伸に基づいて、やっております。

○川上委員

この事業は、合併前からずっとやってきているわけでしょう。そうすると、公平性が欠如しているということになったら、もう何十年と公平性を欠如してきたことになりますよね、そういうことなんですか。

○高齢者支援課長

市のほうとして、公平性が欠如しているとは考えておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

敬老祝金を出しているけれど、敬老祝金を出す精神は何なんですか。大体、年を取ったから、何歳だから敬老するとか言っているけれど、たしか65歳以上は高齢者となっているはずですよ。その65歳以上は高齢者、後期高齢者は75歳。そして、どの時点で敬老として敬意を払うということでしょう。今日まで生きていただいて、社会の折りに貢献していただいたから、その人たちに敬意を払うというのが老人福祉法の精神じゃないんですか。それから見たときにどうあるべきか、ということ判断しないでその年になりましたからどの時点では、幾らあげます。100歳以上だったら幾ら。そういうふうに根本的な基本的精神を忘れて、ただ金額だけ追いかけるから今、見解の違う質問がお二方から出ているけれど、本来なら行政としてはそこをきちんと整理して質問に答えていかないと。

片方では予算がないから予算を減らすことは別に構わないんじゃないか。しかも、高齢者は——、高齢者が金融資産を持っている、持っていないというのと年を取ったということは、違うことですよ。だから、見解をきちんと示さないからですね、私はこんな議論が延々と続くような話になってくんじゃないかと思いますよ。と思いますので、精神を大事にして予算組みをやっていたら、皆さん、敬老を祝っていただける年になった人たちは、長く生きてよかったなというふうに思うんじゃないでしょうか。ただ形ばかりのことをやるからいろいろと批判が出てくるんじゃないですか。現金のほうがいいと言う方もいらっしゃるし、あなた方は手をわずらわさないで、ギフトとしていろいろな中から選んでくださいと。そこに精神があるのか。そのことを考えていただいて、行政を行っていただきたいと思います。

意見になりました、質問というよりも。質問に変えようか。そういう精神があって、予算を立てたかというふうに聞いたほうがいいんですかね。意見にしとしまししょうね。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

それで、この制度に所得制限事項を導入するということと、老人福祉法で事業を進めるということと、両立するんですか。

○高齢者支援課長

あくまでも現状は老人福祉法に基づいて事業を推進しております。繰り返しの答弁となりますけど、あくまでも老人福祉法に基づいて行っておりますので、所得制限等を設けるという考えはございません。

○川上委員

それから、予算特別委員会、決算特別委員会などでよその自治体がこうだからとかいう答弁がこの間あったと思うけど、ちょうど議会でそのことが出る頃、新聞に載りましたよ、福岡県下ではとか。しかし、ほかの自治体がこの事業から撤退するというようなありさまを見たときに、右へ倣えて飯塚市も行きましょうということになるんですか。

○高齢者支援課長

あくまでも見直しをする際には他市の状況も調べましたけど、当然、判断につきましては本市の判断で行っております。他市がどうこうしたからといって、それに追随するわけではありません。

○川上委員

本市が第3次飯塚市総合計画をつくる過程にありますけど、若い世代、子育て世代、これから未来を切り開こうという方たちと同時に、これまで多年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢の方たちがみんな、世代間の分断ではなく連帯によって、このまちをよくしていこうということになっていくのが大事と思うんですよ。そういった点でいえば、敬老祝金支給事業は、今度は現金に戻してよかったと思うんですけど、さらに充実すべきものだと思うんですよ。

今回のように減っていく見通しがあるのに、3千万円も削減するような制度変更というのは、ちょっとあり得ないというふうに思うんですよ。市長、どう思いますか。

○武井市長

先ほど来、部長がおりませんので担当課長がご答弁申し上げますけども、あくまでも老人福祉法で精神にのっとってそして、高齢化率の上昇ですとか、あるいは平均寿命の延伸とかそういった背景を基に、今回事業のほうを考えさせていただいたものでございます。

○川上委員

今、本市の高齢者がどれだけ経済的に、介護保険料、ものすごく高い金額を押しつけられたりして苦しんでいるかと分かるんですけど、もう一つは心ですよ。福祉の心。この3千万円の削減というのは、福祉の心を数字で切り捨てる姿が見えていると思うわけですよ。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようでございますので、「第3款 民生費」について、総括質疑として保留した分を除き、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:42

再 開 11:43

委員会を再開いたします。

次に、「第4款 衛生費」から「第6款 農林水産費」までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております140ページ、健康づくり推進費、母子保健事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

予算書141ページ、新生児聴覚検査委託料336万円について、お尋ねいたします。

この検査は令和7年度より始まった事業だと覚えておりますが、令和7年度に聴覚に異常が見つかった件数はどの程度あるのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

令和7年度の検査状況につきましては、令和8年2月末現在で、検査対象者641名、そのうち再確認が必要とされた対象者が15名、うち5名が精密検査を受けている状況であり、精密検査の結果、1名が難聴との診断がなされております。

○金子委員

精密検査が5名を受けている状況であり結果、1名が難聴と診断されている状況だということが分かりました。

では、聴覚に異常が見つかった場合、どのように対応されているのかお尋ねいたします。

○こども家庭課長

聴覚に異常が認められた場合は、医療機関と連携し必要があれば、身体障がい者手帳取得に関するご案内をするとともに、併せて近隣での相談先として、0歳児からを対象に「きこえとことばの乳幼児教育相談」を行っております福岡県立直方特別支援学校の案内を行っております。

○金子委員

直方特別支援学校を案内されているということですが保護者についての支援は、どのようになっているのでしょうか。

○こども家庭課長

保護者に対しましては、担当保健師が不安や心配に寄り添いながら相談に応じるとともに、医療機関や専門機関との連携を図り、育児支援としてのフォローを行っております。併せて、お子様に対するフォローにつきましては、乳幼児健診や家庭訪問を通じた担当保健師による継続的な見守り、成長に応じた支援を行っているところでございます。

○金子委員

手話に関する施策の推進する法律が令和7年6月に施行されました。そして、手話を必要とするこどもが希望に応じて、乳幼児期から手話を学べる機会の提供が国と地方公共団体の責務とされております。医療的機関との連携とともに、飯塚市内の市民団体等も連携して手話を学べる機会の確立を要望いたします。

先ほど、人数をお聞きしましたら精密検査を5名を受けている状況で、実際に難聴と診断されたこどもさんは1名だと、大変低い割合となっております。そのこどもさんが直方市に行かないと、仲間に会えないという状況はなかなか孤立を感じる状況ではないかなというふうに考えます。ぜひ、飯塚でも手話を学べる機会を増やしていただければというふうに考えます。乳幼児を持つ保護者は子育てについて、様々な難しさや悩みを抱えた方がいらっしゃいます。それぞれの保護者に合わせた伴走支援をどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、143ページ、健康づくり推進費、出産・子育て応援事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の143ページ、予算資料の28ページでお願いします。私自身、この事業をよく知りませんので概要について、説明を求めます。

○こども家庭課長

妊婦のための支援給付事業につきましては、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児であるこどもの保健及び福祉の向上に寄与するため、子ども・子育て支援法に基づき実施しているものでございます。

本市では、妊娠届出の際と出産後の赤ちゃんすくすく元気訪問の際の2回にわたり申請書を

お渡しして、「妊婦のための支援給付金」を支給するもので、令和6年度までは経済的支援及び伴走型相談支援事業を一体化した支援として行っていました「出産・子育て応援ギフト」に代わるものとして、令和7年度より開始された事業となります。

支給方法は、現金給付とカタログギフトで利用できるデジタルポイントの選択制となっております。支給金額はいずれの場合も、現金給付の場合は5万円、カタログギフトの場合は5万5千円分のポイントとなっております。

令和8年度におきましては、現金給付を選択される人数を1107人と見込み5535万円、カタログギフトを選択される人数を296人と見込み1480万円、合計7015万円を見込んでいただいております。

○赤尾委員

では、この事業の財源についてお尋ねします。

○こども家庭課長

本事業の財源につきましては、全額国の交付金となっております。

○赤尾委員

すみません、通告してなかったんですけど、一般財源が144万円ぐらい計上されている。この内容はこういった内容なんでしょうか。

○こども家庭課長

令和8年度には健康かるてシステム改造委託料のほうがございますので、主な要因はそちらの予算となります。

○赤尾委員

先ほどの答弁で令和8年度の支給金額の見込みが7015万円ということでしたが、令和7年度はどの程度見込まれていたのか。

○こども家庭課長

本事業は、国の法律が整ったことにより支給方法が変更されることとなりましたけれども、令和7年度当初予算編成時には本事業の詳細が決定しておりませんでしたので、全て現金給付を想定し1646人で8230万円を見込んでいたものでございます。

○赤尾委員

令和7年度と比較して令和8年度の支給金額の見込みが1200万円ほど減少しておりますが、その要因についてお尋ねします。

○こども家庭課長

令和7年度と比較して令和8年度の支給金額の見込額が減少している要因といたしまして、主に2つあると考えております。

まず一つは先ほど答弁いたしましたけれども、令和7年度当初予算編成時に本事業の詳細が決定しておらず、対象者全てを現金給付で見込んでいたことによるものでございます。現金給付の場合は申請に基づき、全額を一括で給付するため当該年度内で全て支給することが可能となりますが、カタログギフトで利用できるデジタルポイントの場合は、対象者の方がカタログギフトの中から必要なときに必要な分のポイントを使用する方式となるため、ポイントを翌年度に使う場合があることによるものでございます。

もう1つの要因といたしまして、妊娠届出数及び出生数の減少であります。本市におきましても、妊娠届出数及び出生数は毎年減少しており、それに伴いまして支給金額の見込みも減少しているものでございます。

○赤尾委員

支給方法が現金支給とデジタルポイントの付与と2種類になっていることが、本市の事務事業に与える影響について、お尋ねします。

○こども家庭課長

支給方法が現金支給とデジタルポイントの２種類で事業を実施しておりますけれども、デジタルポイントに関しましては、県の事業を活用しており、申請先は県が委託している事業者となります。商品の発送まで事業者が行いますので、本市において利用者に対する事務対応はございません。市は事業者から利用されたデジタルポイント分の請求が行われるため、事業者に対する支払い業務が発生いたします。

また、現金支給の対象者に関しましては、電子申請で行っていただいた後、市から口座振込の手続を行っております。２通りの支払い業務を行っておりますが、給付方法に選択肢があることで、多様なニーズに応えることができおり事務につきましても、過度になっている状況にはないものと考えております。

○赤尾委員

今の答弁を聞いていたら現金支給のほうが本市の事務としては、負担がかかってくるという理解でいいんですか。

○こども家庭課長

現金支給を申請される方は直接、市で受付をして振り込みという作業がありますので、ポイント申請される方よりは、市のほうで対応する業務のほうが多くなるかと思っております。

○委員長

次に、１４５ページ、環境衛生費、その他の環境衛生費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

同僚議員も一般質問されておりましたが地域猫不妊去勢手術委託料、減額となっている理由をお尋ねいたします。

○環境整備課長

地域猫活動を行う団体数が２団体から１団体に減少したことが要因となっております。減少した１団体につきましては、保護猫の不妊去勢手術及び里親探しが終了し、当初の役目が果たされたことから団体活動が終了したものでございます。

令和８年度予算としましては、現在活動されている１団体の保護猫について、不妊去勢手術が必要な頭数を予算計上しております。

○藤堂委員

令和７年度と比較して不妊去勢手術が必要な保護猫の頭数はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○環境整備課長

予算要求時点の頭数で申し上げますと、令和７年度が雄１１頭、雌１８頭、合計２９頭となっております。令和８年度が雄４頭、雌７頭、合計１１頭となっております。

なお、１頭当たりの手術費用は雄が１万６千円、雌が２万６千円となっておりますので、令和８年度予算は、雄４頭分で６万４千円、雌７頭分で１８万２千円、合計２４万６千円となっております。

○藤堂委員

この地域猫不妊去勢手術につきましては、飯塚市地域猫活動支援事業実施要綱に基づくものと理解をしておりますが要綱の概要について、お尋ねいたします。

○環境整備課長

概要といたしましては、飼い主のいない猫の適正な管理を推進し猫に起因する生活環境への被害の軽減などを図るとともに、飼い主のいない猫を減らしていくことを目的として活動を行うものでございます。

この目的に沿った形で、地域住民等で構成される地域猫活動団体が地域に住みついた猫の生息状況を把握し、地域の同意を得た上で餌やトイレの管理、不妊去勢手術や新たな飼い主探し

などをボランティアで行っていただいております。

なお、地域猫活動される団体につきましては、事前に飯塚市に登録が必要となっております。

○藤堂委員

予算費目が委託料となっておりますが委託の流れについて、お尋ねいたします。

○環境整備課長

流れといたしましては、年度当初に本市と福岡県獣医師会との間で業務委託契約を締結しており、地域猫活動団体が保護猫の不妊去勢手術を実施する際に、市が手術券を団体に交付し、その手術券を福岡県獣医師会の協力動物病院に持参して、不妊去勢手術を実施する流れとなっております。

ちなみに、この委託で団体が不妊去勢手術を実施した場合は、団体の負担はございません。

○藤堂委員

猫の不妊去勢手術は単なる動物愛護ではなくて、ふん尿被害や近隣トラブルを未然に防いで、地域住民のＱＯＬの向上と良好な生活環境を維持する市民福祉に直結する施策だと理解をしております、ここにいる同僚議員の皆さんも、恐らく１回以上はご相談があったんじゃないかなろうかと。猫ちゃんの問題というか、本市のもっと大きな問題だというふうに捉えております。ただ、現状ですと県の枠組みの予算の中でやっているの、やはり流動性がない。今回、申請しても来年度以降のチケットの配付になるというところで、やはり同僚議員も言われていたけど、まずは市単独の予算というのもこれは考えなくちゃいけないところだろうというふうに思っております。

もう一つが、クラウドファンディングの活用ですね。市単独ですぐには張りついてこないと思うので、先行自治体だと田川市だったり古賀市だったりクラウドファンディングで集めているところもございます。であれば、飯塚市にはございませんけれども、田川市だったり、久留米市で雌だと１頭１万円、雄だと五、六千円前後で手術ができるところがございますので、そういったところも活用できるようになると。ボランティアさんが飯塚市もたくさんいますので、やはりそういった方々の力を借りながらやっていかないとこの猫ちゃん問題というのは終わりがいいのかなというふうに思いますので、以上、２点要望させていただいて私の質問を終わります。

○委員長

次に、川上委員より通告がっております１４５ページ、環境対策費、その他の環境衛生費につきましては、総括質疑にて行います。

暫時休憩いたします。

休 憩 １１：５９

再 開 １２：５８

委員会を再開いたします。

１４７ページ、環境対策費、その他の環境対策費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

それでは１４７ページ、それと予算資料につきましては、２９ページのほうに補足説明があります。それと別途資料要求、６８ページにございます。資料、誠にありがとうございました。

それでは通告していました内容について、お伺いしてきたいと思います。スズメバチ駆除費補助金について、何点かお尋ねしてまいります。

まず初めに、直近３か年の当該補助事業の補助金の予算はどのような推移になっているのか、お答えをお願いします。

○環境整備課長

令和５年度から令和７年度のスズメバチ駆除費補助金の当初予算額について、お答えいたします。令和５年度は１１４万５千円。令和６年度は１１３万５千円。令和７年度は１０８万円

となっております。なお、令和8年度につきましては66万5千円を計上しております。

○吉田委員

令和8年度の予算額は66万5千円で昨年度は108万円となっております。比較すると41万5千円の減額となっておりますが減額の理由について、お答えをお願いします。

○環境整備課長

予算計上するに当たりまして、月ごとに発生件数を見込み、その合計数に補助額の上限であります5千円を乗じて算定をしております。例えば、令和8年度の4月の件数を見込む場合は、令和5年度から令和7年度までの4月の中で、最も多かった年度の件数が発生するというふうに見込んでおります。このように、令和8年度の4月から3月までの月ごとの件数を最大限で算出した結果、66万5千円となっております。

令和8年度が昨年度予算より減少している理由としましては、令和7年度は、令和4年度から令和6年度を参考にしておりますが、特に令和4年度の発生件数が多かったためでございます。

○吉田委員

直近3か年の件数を参考にして予算を計上しており、補助金の上限額を少なくしたなどの理由で予算額が減少していないことが分かり少し安心しました。

しかし、気象条件などにより令和8年度は想像以上のスズメバチが発生する可能性がないとは言えません。令和8年度に予算が不足する状況になった場合、その対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○環境整備課長

仮に令和8年度の予算額以上に補助金の申請があった場合は、時期にもよりますが基本的には補正予算を計上し対応したいと考えております。

○吉田委員

予算不足になりそうな場合は、補正予算を検討されるということでよろしいですね。しっかりと状況確認し、申請者全員に補助金が交付できるように対応してください。

次に、最近、スズメバチの撤去費用についても、高額になっておることをよくお伺いします。補助金の上限額を見直す予定については、考えておられますか。

○環境整備課長

補助金上限額につきましては、実際のスズメバチ駆除費の状況や、近隣自治体の補助金上限額などを調査し、今後検討していきたいというふうに考えております。

○吉田委員

このスズメバチの駆除費補助金について、平成29年度から開始されちょうど9年目で、来年度は10年目の年であります。現状、近隣自治体ということもお話がありましたが、今のところ安い業者で巢の場所にもよりますが、はしごで届く範囲で最低額の業者で1万1千円、通常は、悪徳業者を抜きにして3万3千円ぐらいの費用が掛かっております。屋根裏や壁、壁の中、床下もありますし高所にあった場合は、別途高所作業車費用として2万円から2万3千円チャーター費用がかかるそうです。近隣自治体の補助上限額については、もう本当に近隣ですけど、嘉麻市環境課環境衛生係が撤去費用の半額、上限1万円。桂川町保険環境課、これも同じく1万円、直方市環境政策課、これについても撤去費用の2分の1を上限に1万円。あと、田川市については幾分安いんですけど、環境政策課環境政策係、駆除費用の2分の1を上限に7千円。このような形で補助がなされております。

本市においてはもう10年目の境ですので今年の予算には間に合わないと思いますが、以後、この近隣の調査ということで言われましたが、もう近隣はこういう状況ですしまだ県外に行けば、5万円とか支出しているところもあるようです。ぜひご検討願ってこの事業を継続していただくようお願いいたします。

○委員長

次に、147ページ、環境対策費、斎場管理運営事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の147ページ、予算資料の29ページ、環境対策費、斎場管理運営事業費について、お尋ねします。まずこの負担金の4280万6千円の財源について、お尋ねします。

○環境整備課長

財源でございますが、全額一般財源でございます。

○赤尾委員

負担金の内訳を概略でよいのでお示してください。

○環境整備課長

内訳といたしましては、維持補修費が約2500万円、指定管理委託料が約1170万円、機具購入費が約170万円、派遣職員給与等負担金が約430万円となっております。

○赤尾委員

令和7年度の負担金と比較して約1750万円の増額となっておりますがその要因について、お尋ねします。

○環境整備課長

飯塚市斎場の長寿命化を図るため、計画的に修繕を行っております。令和7年度は大きな修繕を行う計画はございませんでしたが、令和8年度は火葬炉及び玄関前ロータリー修繕を計画しており、この維持補修費が主な増額要因となっております。

○赤尾委員

経年劣化による火葬炉の入換え工事、それと玄関前のロータリーの修繕工事を行うと。その分が増額理由ですということですけど、そのような出費がない平常時の負担金は大体どのくらいになるのでしょうか。

○環境整備課長

維持補修費など年度によって金額が大きく変わる部分を除いた、負担金の額ということでお答えをさせていただきます。指定管理料及び派遣職員給与等の負担金となりますので、1600万円程度となります。

なお、補足説明をさせていただきますと施設の長寿命化を図るため、毎年、維持補修費等を実施しております。令和7年度が通常と違って、修繕工事が行われていないというような状況でございます。

○赤尾委員

管理運営はふくおか県央環境広域施設組合が行っていると思いますが、工事を実施するまで、それまでの事務の流れをご説明いただきたいんですけど、通常行政の事務というと、調査したりとかその結果、起案して内容を審査して、承認という流れになるんじゃないかなと思いますけど、その辺のことをちょっと教えてください。

○環境整備課長

工事実施に至る事務につきましては、全てふくおか県央環境広域施設組合のほうが実施しております。基本的には、我々行政と同様のことを行っているというふうに考えております。

○赤尾委員

すみません、最後ちょっと聞き取れなかったんですけど、基本的にはふくおか県央環境広域施設組合が全てやっているの、市として関わる場所がないという答弁ですか。

○環境整備課長

はい。市としては関わっておりません。

○赤尾委員

答弁の中で令和7年度だけが工事がなかったと言われたでしょう、ですよね。そのほかの年というのは、何かしら修繕工事とか改善工事が出てくるわけでしょう。それは一部事務組合から上がってきたものを審査するというのは、市ではやらないんですか。その内容とか金額について。

○環境整備課長

中長期の修繕計画というのを一緒に考えてやっております。ただ、基本的には備品とかそういうものについての管理は、ふくおか県央環境広域施設組合が詳しくやっておりますので、あと、内容のものにつきましては基本的には当然見積りとかを取ってやられておりますので、そういう事務にのっとって実施しております。

○赤尾委員

中期の計画はお互い話し合いますよと協議して。もうある程度決まっていますよと。突発的に入ってくるものとかも中にはあるでしょう。そういったものは、何か審査されるんですか。

○環境整備課長

突発的に起こったものにつきましては、我々のほうで審査等を行っておりません。当然こういう急に壊れたものとかいうのが出てきたときは、お話はありますけれど、それに対する審査とかそういう事務手続の中には入っておりません。

○赤尾委員

一般の市民の方はこの一部事務組合とか、ふくおか県央環境広域施設組合とか御存じないんですよね。もう全て市がやっているものぐらいの感覚でおられますので。

例えば、市民の要望とか苦情が多いんでしょうけど、そういったのを酌み取っていただいて、要は民意を、市民の気持ちを反映させる、そういったところで適宜、適切な関わり方をやっていただきたいと思います。

○委員長

次に、150ページ、清掃総務費、その他の清掃総務費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

予算書の150ページの清掃総務費のふくおか県央環境広域施設組合負担金25億5362万6千円について、お尋ねいたします。まず、この負担金の内訳について、お示してください。

○環境対策課長

令和8年度ふくおか県央環境広域施設組合の負担金の内訳としまして、議会及び総務に関する経費1億856万9千円、火葬場費2383万3千円、ごみ処理費17億2256万8千円、し尿処理費6億9865万6千円となっており合計で22億5312万円となっております。

○金子委員

では、この負担金の算出根拠をお示してください。

○環境対策課長

ふくおか県央環境広域施設組合同規約第15条及び別表において、負担金に対する市町別の負担割合が規定されておりその規定に基づき、各施設の運営管理費や人件費を含めた負担を行っているところでございます。

○金子委員

では、第15条の負担金と別表と言われましたが、もう少し詳しくお示してください。

○環境対策課長

ふくおか県央環境広域施設組合同規約第15条では、関係市町は前条第1条から第3条まで及び第5条の収入の合計額が支弁する経費に不足するときは、別表で算出し得た額を負担しなけ

ればならないと規定されております。

また、別表では、関係市町の経費、区分及び負担割合が記載されております。記載内容につきましては、「１ 議会及び総務に関する経費」、負担割合、前年度負担、当該年度経費と前年度経費に差額が生じた場合は、その差額を人口割、構成市町としまして飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町に。

「２ 桂苑に関する経費」、負担割合、実績割１００％、負担する市町が飯塚市、嘉麻市、桂川町。

「３ 穂波苑に関する経費」、負担割合、実績割１００％、負担市町として飯塚市、桂川町。

「４ 筑穂苑に関する経費」、負担割合、実績割１００％、負担市町は飯塚市と桂川町。

「５ リサイクルセンターに関する経費」、負担割合、均等割４０％、人口割６０％、負担する市町は飯塚市、嘉麻市。

「６ 汚泥再生処理センターに関する経費」、負担割合、均等割４０％、人口割６０％、負担市町は飯塚市、嘉麻市、小竹町。

「７ 飯塚市清掃工場及び埋立て処分場に関する経費」及び、「８ 飯塚市リサイクルプラザに関する経費」及び「９ 飯塚市環境センターに関する経費」につきましては、負担割合全額を本市で負担することとなっております。

「１０ 飯塚市斎場に関する経費」、負担割合、実績割１００％、負担市町は飯塚市と小竹町。

「１１ 嘉麻市嘉麻クリーンセンター及び最終処分場に関する経費」は、全額、嘉麻市の負担となっております。

「１２ 嘉麻市嘉麻浄化センターに関する経費」及び「１３ 嘉麻市嘉麻斎場に関する経費」は、全額、嘉麻市の負担となっております。

「１４ ごみ処理施設の設置に関する経費」、負担割合は人口割で１００％、負担市町は飯塚市、嘉麻市、桂川町となっております。

○金子委員

つまり、「１ 議会及び総務に関する経費」は、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町で、それぞれ施設を利用しているところがその経費を支払い、ごみ処理施設の設置に関する経費に関しては、飯塚市、嘉麻市、桂川町で負担するということですね。

では、さきの一般質問で執行部は、ふくおか県央環境広域施設組合が作成する、一般廃棄物処理基本計画の作成料は本市の負担金として負担すると回答されました。その負担金の負担割合は別表のどれに当たるのか、お示してください。

○環境対策課長

ふくおか県央環境広域施設組合が作成する一般廃棄物処理基本計画の作成料につきまして、同組合に確認はしておりませんが、「１４ ごみ処理施設の設置に関する経費」と考えております。

○金子委員

設置ということなんですけども、設置に関しての費用の中にふくおか県央環境広域施設組合の一般廃棄物処理基本計画の作成料が含まれており、本市はそれを負担しているという答弁で間違いないでしょうか。

○環境対策課長

はい。間違いありません。

○金子委員

まだ、このふくおか県央環境広域施設組合には確認していないということですので、ここでいろいろ聞いてもしようがないと思いますので、ぜひ、組合にご確認をお願いいたします。

それでは既存する各施設の運営費や人件費などを構成する市町で負担し、新ごみ処理施設の

経費は人口割で負担するということですが、さきの一般質問のご答弁では来年度、ふくおか県央環境広域施設組合が見直す一般廃棄物処理基本計画に関する委託費用には入っているけども、本市の作成費は入っていないというふうに回答がありました。間違いございませんか。

○環境対策課長

はい。間違いありません。

○金子委員

さきの一般質問では、かなり整合性が取れていないように私は感じております。将来、本市の計画を考えていく上で、職員だけで見直し作成するのはかなりの職員に負担が考えられると思っています。

本市独自でコンサルを雇い、その業者のノウハウ等を本市の取組事業と組み合わせてしっかりと見直すべきだと私は考えております。そうすれば、計画策定に関する人の流れや物の流れ、そして経費、いわゆるヒト・モノ・カネがしっかり当面できるのではないかというふうに考えます。この補正予算でも計上するお考えはございませんか。

○環境対策課長

令和8年度の見直しにつきましては、市職員で対応することとしておりますので、現在のところ補正予算の対応等は考えておりません。

しかしながら、次期見直しを行う際には質問委員が指摘されたことも踏まえまして、検討したいと思っておるところでございます。

○金子委員

次に、これを見直すのは令和13年のことだと思いますけども、それには計画でいきますと令和12年度に新しいごみ処理施設ができる計画だと言われている。その後に、策定の見直しをまた行うということだと思いますけど、それじゃなくて、今しないと私は遅いと思うんですよ。新しいごみ処理施設を建てた後に計画の見直しをするのではなくて、建てる前に考えないと、私はしっかりとした施設も建てられないのではないかと思います。前回も申しましたが、今回の見直しはごみの組成調査を含めた現状分析、そして国のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、そして第五次循環型社会形成推進計画、そして食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に基づいて進める必要があります。

さらには、新ごみ処理施設建設に併せてふくおか県央環境広域施設組合や構成市町と協議することを考えると、相当な作業だと考えます。本市が負担する組合の一般廃棄物処理基本計画の見直しをするためには、本市のごみの状況などが基礎資料となります。その本市の基礎資料が大変重要になるので、しっかりと分析する必要があると思うんです。市長は、ふくおか県央環境広域施設組合の議会で「処理能力を下げることが大きな柱とする。ごみの減量化リサイクルは構成市町の喫緊の課題だ」というふうにふくおか県央環境広域施設組合の長としておっしゃられました。そして、構成市町の市長として、しっかりとした分析が必要だとも言われています。なのに、職員だけで任せること、それは大丈夫なんでしょうか、市長。どういうふうにお考えなのか、市長のお考えを聞かせてください。

○市民環境部長

質問委員の言われますとおり、本市の一般廃棄物処理基本計画をはじめ、各種計画の基礎となるごみ分析を含め、ふくおか県央環境広域施設組合と連携し、しっかりと職員で取り組んでまいります。

○金子委員

処理能力を下げることが大きな柱と言われたのは、武井市長でございます。ぜひ、それが本当にできるのか、市長の考えをお示しください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:23

再 開 13:24

委員会を再開いたします。

○金子委員

何度も言っても、もうしょうがないかなと思うんですけども、今回のこの予算は20年間、30年間のごみの在り方について考える大切なターニングポイントだと思います。だからこそ、しっかり考えていただきたい。しっかり予算をつける必要があるというふうに私は考えております。負担金については、構成市町とふくおか県央環境広域施設組合の分掌に基づいて、整合性を持って、そして透明性がはっきりと示されるように適正に確実に処理できるよう、ふくおか県央環境広域施設組合とまた、構成市町と協議よろしく願いいたします。

○委員長

次に、150ページ、清掃総務費、その他の清掃総務費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書150ページ、予算資料30ページ、清掃費、清掃総務費、衛生施設組合費、ふくおか県央環境広域施設組合負担金について、お尋ねします。令和8年度ふくおか県央環境広域施設組合の負担金の財源はどうなっているのか、お示ください。

○環境対策課長

負担金の財源の割合としましては、ごみ袋及びし尿処理手数料が約8.3%、地方債であります一般廃棄物処理事業債が約4.6%、一般財源としまして約87.1%となっております。

○赤尾委員

予算資料で見ると、今答弁のあったごみ袋の販売手数料及び、し尿処理手数料が約8.3%、これは、その他の部分に該当しますか、予算資料の。今の答弁では地方債である一般廃棄物処理事業債、これが市債の部分に当たるわけですね。一般財源というのは文字どおり一般財源ということだろうと思いますが、間違いないですか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○赤尾委員

昨年度から6267万2千円の増額となっておりますが、その主な理由は何なのか、お尋ねします。

○環境対策課長

昨年度と比較して主な増額の要因としましては、飯塚市清掃工場の運転管理業務委託料で1830万円、溶融炉点検整備にて3190万円、飯塚市環境センター管理運営委託料等にて300万円、いずれも人件費及び物価高騰の影響によるものでございます。

また、清掃工場等の各施設老朽化しているため、維持補修費が増額しているものでございます。

○赤尾委員

これ財源が9割弱ぐらい一般財源なんですよね。さっきの答弁を整理させていただきましたけど、一般財源が増額していると。その他のごみ袋とか、し尿処理の手数料とか、この辺も増額していますよ。一般廃棄物処理事業債の市債、減額になっているじゃないですか。何か調整があるのかもしれませんが、この理由についてお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:28

再 開 13:29

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

令和7年度から令和8年度で市債のほうが減額している理由といたしまして、今年度と昨年度の維持委託料もしくはその修繕料とかで、市債が借りられるものというメニューが違っているところもありますので、そこら辺で減額になっているのではないかとこのところでございます。

○赤尾委員

すみません、通告してない質問で申し訳ないです。ちょっと話戻りますけど、増額の主な理由というのが維持補修費が増加していると。人件費と物価高騰というところで答弁されましたが、人件費の増加、これは施設で従事する職員さんの人員が増えているという現状はございますか。

○環境対策課長

本市が負担している部分での、各施設の増員はあっておりません。

○委員長

次に、150ページ、151ページ、ごみ処理費、ごみ収集事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料の69ページから75ページの説明をお願いします。

○環境対策課長

資料の説明をさせていただきます。資料69ページ、ごみ処理状況の推移についてです。資料上段にクリーンセンターの1号炉及び2号炉の処理量及び割合を令和2年度より記載しております。資料の下段につきましては、推移状況を比較するためグラフを記載させてもらっております。

次に、資料70ページ、ごみ収集体制推移について説明させていただきます。

資料の上段に飯塚地区の可燃ごみ収集業者等の収集地区を合併当時の平成18年度より記載しております。飯塚地区では、平成27年度と30年度に収集地区の見直しを実施しており、直営の収集地区の一部を収集業者に移管しております。

資料の下段には穂波地区、筑穂地区、庄内地区、潁田地区の収集業者を記載しており、この4地区は合併当時より収集地区の変更は行っておりません。

71ページ、各ごみの手数料、処理量と処理単価につきましては、過去5年分の可燃ごみ、不燃ごみ、缶・瓶の家庭系、事業系の手数料収入の総額及び処理量、それを処理量で割った処理単価を記載させていただいております。

次に、72ページ、収集方法別収集量・収集費用につきましては、可燃、不燃、缶・瓶の収集方法、回収方法、委託料の総額、各地区の収集量を記載させていただいております。

次に、73ページ、可燃ごみ組成に関する資料につきましては、令和6年度にクリーンセンターで行われた可燃ごみ組成分析の結果になっております。この分につきましてはふくおか県央環境広域施設組合で実施したものでございます。

74ページ、各ごみの処理費用の割合につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、缶・瓶の令和6年度の処理費用、処理量とその割合として算出した表になっております。

最後、75ページ、指定ごみ袋の売上げ推移として、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、缶・瓶の売上げ巻数を過去5年間で表示させていただいております。以上が資料の説明でございます。

○川上委員

資料の69ページに関して、棒グラフが分かりやすいと思うんですけど、令和4年度から令和5年度にかけて処理量の伸びがありますけれども、事情をお尋ねします。

○環境対策課長

令和４年度でふくおか県央環境広域施設組合にてごみ処理施設の再編を行いまして、本市のごみにつきましてはクリーンセンターで処理するということで、令和５年度からクリーンセンターにごみを集めて処理いたしましたので、その分の数字が上がっている状況でございます。

○川上委員

ちょっと分かりにくいので、令和４年度はどの地区、令和５年度はどの地区というのを言っていただけますか。

○環境対策課長

令和４年度の収集地区につきましては、旧飯塚地区。令和５年度から旧飯塚、穂波、筑穂、庄内、颯田地区のごみを収集しております。

○川上委員

令和４年度と令和５年度について上の表の合計①＋②、焼却処分量に対する能力６万３千、割合はどれぐらいになりますか、稼働率。

○環境対策課長

稼働率は約７０．４％となります。

○委員長

今の答弁は令和５年、令和４年。

○環境対策課長

失礼しました。令和４年度の稼働率として４３．８％、令和５年度は７０．４％になっております。

○川上委員

それでは、令和６年度はどうでしょうか。

○環境対策課長

令和６年度は６７．９％になります。

○川上委員

それは最大処理能力の３分の２の力で運転しているということですか。

○環境対策課長

今の処理量で計算したら、そのようになります。

○川上委員

令和４年度が４３．８ということでしたので、４割程度、最大能力の４割程度だったと。それが今はごみを増やしたけども、処理区域を増やしたけど、３分の２の能力で対応できているということですか。

○環境対策課長

令和４年度まで運転状況はちょっと違いますけど、委員が言われる数字で間違いありません。

○委員長

次に、１５８ページ、農業振興費、その他の農業振興費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

１５８ページの鳥獣対策についてお伺いしたいと思います。

本来、極めて臆病で警戒心が強く、人がいれば逃げていくという鳥獣ですが、生息地域の山が開発が散在されて、近年では農産物の被害だけではなく、個体数が増えて住宅周辺でも出没し、市民に危害を加えないかが心配な状況です。それについて鳥獣被害対策実施隊員にお骨折りいただいているわけですが、その内容についてもう一度ちょっと確認させてください。

○農林振興課長

飯塚市鳥獣被害対策実施隊員は、有害鳥獣駆除員の中から嘉穂飯塚猟友会の推薦があった方で、市の依頼に基づき捕獲等の実施活動に迅速に対応でき、自治体活動のおおむね８割以上の

日数に従事することができると見込まれる方を非常勤特別職として委嘱しているもので、その報酬として、出勤日数に対する報酬として年間を通じて日額３５００円を支給しております。

○吉田委員

飯塚市が依頼をして、隊員さんのほうに駆除に当たっていただいて、日当の３５００円を支給するっていうことですね。

有害鳥獣駆除員と鳥獣被害対策実施隊員について、個体数が増えております。これに当たられるそれぞれの隊員さんの人数について、過去５年分ぐらいでご説明いただけたらなと思いますのでよろしくお願いします。

○農林振興課長

有害鳥獣駆除員の人数につきましては、令和２年度から令和５年度までは４月１日時点、令和６年度は６月末時点となりますが、令和２年度が４７名、令和３年度が４４名、令和４年度が４６名、令和５年度が４７名、令和６年度が５６名と増加傾向となっております。

鳥獣被害対策実施隊の人数につきましては、各年度の４月１日時点となりますが、令和２年度から令和５年度までは１５名、令和６年度は２名増加の１７名となっております。

○吉田委員

資料要求しておりました、７６ページと７７ページにございますが、有害鳥獣駆除員について、まず、令和５年度から６年度にかけて人数が増えたということで、非常に望ましいことだと思います。

それともう一方の鳥獣被害対策実施隊員についても、５年度から６年度、２名ほどの増員があっております。これも喜ばしいことだと思います。

次に、人数については増えているっていうことでお伺いしたんですけど、実態のある有害鳥獣対策に携わる方のご年齢はどのようになっていますか。

○農林振興課長

まず、有害鳥獣駆除員の平均年齢につきましては、原則として各年度の４月１日時点の数字で算出しておりますが、令和６年度につきましては、６月に新規加入がありましたので、６月末時点でお答えをさせていただきます。令和２年度は６８．９歳、令和３年度は６８．３歳、令和４年度は６９歳、令和５年度は６９．１歳、令和６年度が６７．４歳となっております。令和６年度は４０代や５０代の方が新たに加入されたことにより、若干年齢が下がっております。

次に、鳥獣被害対策実施隊員の平均年齢につきましては、各年度の４月１日時点で、令和２年度は７１．１歳、令和３年度は７１．８歳、令和４年度は７３．１歳、令和５年度は７３．３歳、令和６年度は７１．９歳となっており、実施隊員のほうが有害鳥獣駆除員よりも若干高齢となっております。

○吉田委員

有害鳥獣駆除員及び鳥獣被害対策実施隊員につきましても、人数が増加した分の対象年齢が、以前までは平均年齢が高くなっておりましたけど、今度、新たに加入された隊員の方の平均年齢が押し下げられたっていうところだと思います。

それでは、有害鳥獣駆除員が捕獲した頭数に対して交付される補助額について、確認させてください。幾らぐらいになりましたか。

○農林振興課長

本市の有害鳥獣駆除対策補助金におきましては、補助の対象となる駆除期間を４月１日から１０月３１日までとし、イノシシ、鹿については１頭当たり１万円、アナグマ、アライグマにつきましては１頭当たり３千円を交付しております。

また、本市のほか、嘉麻市、桂川町、ほか関係団体等で構成される嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会が実施主体となり、国の鳥獣被害防止総合対策推進交付金を活用して実施する捕獲

支援としましては、4月1日から翌年3月31日までの1年間を補助対象期間とし、イノシシ、鹿の成獣については1頭当たり7千円、イノシシ、鹿の幼獣及びアライグマ、アナグマについてはその他の獣類として1頭当たり1千円を交付しております。

○吉田委員

今のご説明によりますと駆除期間、飯塚市の補助対象は4月1日から10月31日、当然、これは農産物の被害を考えられていると思います。それとは別に嘉飯桂地区の鳥獣被害防止対策協議会が例えば、イノシシってということになりますと、1頭当たり7千円、本市の対策実施隊員がこの4月1日から10月末までに捕らえればプラス1万円、それと、飯塚市が要請して3500円、確認ですけど、こういった形でよろしかったですか。

○農林振興課長

そのとおりでございます。

○吉田委員

それでは次に、158ページ、器具費について、お伺いいたします。器具費のほうもまた77ページに貸出しという形で資料出していただいています。この概要について教えてください。近年、イノシシの出没範囲が広がりまして、実施隊員の活動日数も増加傾向にありますことから、イノシシの捕獲に必要な大型箱わなを実施単位に貸与することを目的として、令和5年度から購入を行っているもので、令和8年度は5基分の購入費を予算計上しております。市単費の事業以外に箱わなを付与する支援が行っておられれば、それについて教えてください。

○農林振興課長

嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会においては、各市町が取りまとめた要望数を基に国の補助事業への申請を行い、大型箱わなを導入しており、その後、嘉飯桂地区の有害対策協議会から各市町へ割り振られた箱わなのうち、本市へ割り振られた分を実施隊員へ貸与しております。

○吉田委員

今、ご説明いただいた箱わなについてですが、令和5年度と6年度について、隊員へ貸し出した大型箱わなの数について、お願いします。

○農林振興課長

市が購入し、貸与した大型箱わなにつきましては、令和5年度が8基、令和6年度が3基の計11基でございます。

また、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会で導入したもののうち、本市の実施隊員へ貸与した大型箱わなは、令和5年度が16基、令和6年度が7基の計23基でございます。

○吉田委員

先ほども、この実施隊員の年齢等を聞かしていただいたんですけど、市が購入した大型箱わなと嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会で購入した大型箱わなのそれぞれの単価について、教えてください。

○農林振興課長

令和6年度の実績でお答えいたしますと、本市が購入した大型箱わなの単価は1基当たり税込みで4万1910円で、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会が購入した大型箱わなの単価は1基当たり税込みで12万6665円となっております。

○吉田委員

鳥獣被害対策実施隊員のご意見としては、箱わなの数があれば数に応じた捕獲ができるとおっしゃられております。専門的にわなの仕掛けや、わなの仕掛け場所について、車が寄りつきやすい場所、道から遠い場合は重量が軽いわなのほうがよろしいし、大物の出没場所については高級なわなのほうがいいというご意見があります。現場で足あと等々、現場の雰囲気を見れば、どういう獲物がいるかっていうのが想像できるそうです。頑丈なわなも必要であるし、これは現場を見たら分かるというご意見でしたので安いわなでも、その軽さとかいう利用効率

性を考えればいいらしいんですけど、あと、わなの仕組み等のかけ方ですね、そこについて微妙な点があるというご指摘を受けてますんで、飯塚市が購入する場合、それとまた嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会も飯塚市、嘉麻市、桂川町で事務局は持ち回りでやっていると思うんで、そこにも要望していただきたいです。

今後、同じ値段を払うのであるならば、利用勝手のいいような状況に応じたようなわなを供給していただければと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○委員長

次に、158ページ、159ページ、農業振興費、その他の農業振興費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料78ページから80ページ、説明をお願いします。

○農林振興課長

追加資料78ページから80ページをお願いいたします。本資料は、令和8年度予算に計上しております有害鳥獣対策関連事業8事業について、事業の背景や目的、内容等を一覧表にまとめたもので、ナンバー1からナンバー6までが捕獲の強化を目的とした事業で、ナンバー7が侵入防止の強化を目的とした事業、ナンバー8はその他の事業となります。

最初に、鳥獣被害対策実施隊員報酬につきましては、市民からの農作物被害や有害鳥獣の出没情報の通報により、鳥獣の捕獲等を行う実施隊員に対し、その活動日数に応じて報酬を支払うもので、439万3千円を計上しています。

次に、有害鳥獣捕獲支援員謝礼金につきましては、実施隊員の活動日数の増加や実施隊員の高齢化、負担増への対応、また、新規有害鳥獣駆除員の確保といった課題に対応するため、地域住民で構成する有害鳥獣捕獲協力員を20名程度設置することを見込み、箱わな等の設置や撤去、捕獲個体の処理や運搬等の補助作業の日数に応じた謝礼金及び協力員が加入する損害保険料の2分の1を補助するもので、新規事業として108万円を計上しております。

次に、ごみ処理手数料につきましては、近年の猛暑の影響により、捕獲後の個体の腐敗の進行が速く、処理に要する駆除員の負担が増加する中、気温の高い6月から10月までの間、クリーンセンターの平常日である土日に捕獲したイノシシ、鹿の搬入先を確保し、その処理費用を市が処理業者へ支払うもので、101万7千円を計上しています。

次に、有害鳥獣駆除対策わな監視システム借上料につきましては、箱わな設置後の見回りに要する負担増加への対応として、ICT対応わな監視センサー45台を導入し、駆除員へ貸与することにより、見回りに要する労力の軽減を支援するもので、51万5千円を計上しています。

次に、有害鳥獣駆除対策事業費補助金につきましては、有害鳥獣による農作物被害の防止、軽減を図るため駆除員による捕獲を実施し、その捕獲頭数に応じた補助金等を交付するもので、260万4千5百円を計上しています。

次に、有害鳥獣広域捕獲対策費補助金につきましては、本市が参画する筑豊地域有害鳥獣広域捕獲対策協議会の広域捕獲計画に基づき、駆除員の広域捕獲活動に係る経費の一部を補助するもので、33万6千円を計上しています。

次に、有害鳥獣被害防止対策事業費補助金につきましては、国の侵入防止柵導入支援事業の交付要件が受益戸数3戸以上と定められていることや、交付金が要望額を下回る交付となっていることが農業者の侵入防止柵整備の大きな障壁となっているため、本市独自の支援事業を実施することにより、農作物被害の防止軽減を図るもので、285万円を計上しています。

最後に、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会負担金につきましては、国の交付金事業を活用した鳥獣被害対策事業を実施し、嘉飯桂地区の農業の発展及び振興を図ることを目的として、平成21年度に設置された本協議会の運営に係る費用を負担するもので、10万円を計上して

おります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １３：５７

再 開 １４：０８

委員会を再開いたします。

１６２ページ、農業土木費、県営農業生産基盤整備事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

負担金について説明を求めます。

○農業土木課長

笠城ダムは広範囲の農地に農業用水を供給する重要な農業用施設であります。供用開始から相当年数が経過し、堤体や附帯施設の老朽化が進行しております。そのため、下流域にある住宅の安全性の確保及び安定した農業用水の供給を図ることを目的として、福岡県が事業主体となり改良工事を実施する事業でございます。

本予算は、事業実施に向けた法手続等に必要となる申請書類作成業務に対する本市の負担金を計上するものです。なお、事業実施に当たりましては、関係する生産者への説明を行い、理解を得ながら進めていくこととしております。

○藤堂委員

今回の負担金が２５万円となっておりますが、この事業に係る負担金の割合をお尋ねいたします。

○農業土木課長

申請書類等の委託業務につきましては、県が５０％、飯塚市が５０％の負担割合となっております。

○藤堂委員

次に、広い地域の農地に水を供給しているとのことですが、どのような範囲に供給しているのか、お尋ねいたします。

○農業土木課長

農業用水を供給している範囲としましては、庄司、中、柳橋、目尾地区の一部となっております。

○藤堂委員

地元関係者の方から、この事業、印鑑を頂いて、５年後にスタートというふうに聞いております。まだ先にはなりますが、笠城ダムの改良は下流の安全確保はもちろん、農業の持続可能性においても極めて重要な事業であり、着実な推進を期待しております。

その上で１点だけご要望させていただきます。対象区域である庄司であったり目尾地区の農家の方々から水不足、水の確保に苦慮しているという声を伺っております。近年の気候変動のある極端な少雨を考えれば、ダムの改良だけで全ての課題を解決するのは困難と考えます。直近ですと福岡市のほうであったりがニュースになっておりました。そこで、私の地元にあるんですけど、現在使われていないため池の活用のご検討をお願いできればと思います。未利用のため池を水源としてネットワーク化して、安定的に農業用水を供給できる体制を整えるなど、多角的な対策を練っていただくことを要望いたします。地元の区長からも声が上がっていると理解しております。本市の農地を守るために既存の資源を最大限に生かした実効性のある水資源対策を期待して、私の質問を終わります。

○委員長

次に、１６４ページ、林業振興費、荒廃森林整備事業費について、土居委員の質疑を許しま

す。

○土居委員

164ページ、荒廃森林整備事業費、まずはこの目的についてお尋ねします。

○農林振興課長

市内の森林におきましては、間伐などの保育が十分に行われず、長期にわたり手入れのされていない荒廃森林が存在しており、このことにより水源涵養や土砂災害防止など、森林が有する多面的機能の持続的な発揮に支障を来すおそれが生じるとともに、イノシシや鹿などの有害鳥獣のすみかとなり獣害の温床となることから、荒廃した森林を健全な森林に再生させるため、間伐などの森林整備を実施するものでございます。

○土居委員

荒廃森林については、今ご答弁があったように山間部の里道等を通った際など、また山登りに行ったときなどに状況を目にすることもございます。昔のように林業が盛んだった頃なら、森林整備に対してもマンパワーが投入でき、維持管理も充実していたかと思いますが、現状ではどの産業に関しても人手不足でご苦労なさっていることと思います。

そこで次に、この事業内容についてお尋ねします。

○農林振興課長

本市の荒廃森林整備事業は、福岡県の荒廃森林整備事業を活用し実施しているもので、事業期間は平成30年度から令和9年度までの10年間、財源は福岡県森林環境税による全額補助となっております。

施業対象となる森林は、県が作成する森林簿に記載され、個人等が所有している人工林で、おおむね15年以上手入れがされておらず、森林が有する公益的機能が発揮できなくなると見込まれる森林となります。事業内容としましては、施業対象森林を特定するための現況調査及び対象森林所有者への意向調査を行い、同意を得た箇所の間伐等を実施するものでございます。

○土居委員

事業内容については十分理解できました。それでは、令和7年度の実施状況についてはどのようなになっているのか、お尋ねします。

○農林振興課長

令和8年度と令和9年度に実施する施業対象森林を特定するための現況調査を254.55ヘクタール、併せまして八木山地区、庄司地区、内野地区などにおける強度間伐等16.98ヘクタールを完了する見込みとなっております。

○土居委員

それでは、令和8年度の当初予算について、令和7年度予算と比べて増額となっておりますが、その理由についてはどういうものがあるのか、お尋ねします。

○農林振興課長

令和8年度当初予算額は、令和7年度当初予算額よりも3879万7千円増額となる6033万9千円を計上しております。その理由といたしましては、強度間伐を60.61ヘクタール、侵入竹の伐採を19ヘクタールの合計79.61ヘクタールを実施する予定としており、令和7年度の整備面積よりも62.63ヘクタール増加するためでございます。

○委員長

次に、165ページ、農林振興費、森林整備事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

こちら先ほどの荒廃森林と同様かと思われませんが、この放置竹林事業対策についての目的についてお尋ねします。

○農林振興課長

長期にわたり放置され、荒廃した竹林を整備することにより、森林が有する公益的機能を保

持し、土砂災害等の発生防止を図るとともに、有害鳥獣のすみかをなくし、農作物への被害減少を図ることを目的として、皆伐などの竹林整備を行うものでございます。

○土居委員

それでは、実施事業内容についてはどうなっておりますか。

○農林振興課長

荒廃竹林整備事業は、国から自治体へ譲与される森林環境譲与税を財源として実施するもので、県が作成する森林簿に記載され、個人等が所有している竹林が対象となります。

事業内容としましては、施業対象竹林を特定するための現況調査及び対象竹林所有者の意向調査を行い、同意を得た箇所の皆伐等を実施するものでございます。

○土居委員

維持管理の行き届かない個人所有の竹林に対して、行政が整備を行っていただけるのは非常にありがたいことだと思います。そこで令和7年度の実施状況について、お尋ねします。

○農林振興課長

令和6年度に実施いたしました対象竹林の現況調査の結果、事業の実施が可能と見込まれる竹林の所有者530名に対して、事業実施の意向調査を行い、令和8年度以降の作業計画を作成いたしております。

○土居委員

こちらも先ほどと同様ですが予算の増額理由について、お尋ねします。

○農林振興課長

令和8年度荒廃竹林整備事業委託料は、令和7年度当初予算よりも3034万2千円増額となる3960万円を計上しております。

その理由といたしましては、令和7年度の意向調査の結果に基づき、令和8年度から竹林の整備を実施するため増額となるものでございます。

○土居委員

荒廃森林や放置竹林は、ともに整備面積については今後も増えていくかと思われませんが、土砂災害等の発生防止や環境整備の観点からも、事業のさらなる充実に努めていただきますよう要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、「第4款 衛生費」から「第6款 農林水産業費」までについて、総括質疑として保留した分を除き、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:19

再 開 14:20

委員会を再開いたします。

次に、「第7款 商工費」から「第9款 消防費」までの質疑を許します。

初めに質疑通告されております168ページ、商工業振興費、商工業振興事業費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

それでは、もうすぐ桜の時期を迎えますがこの168ページ、当初予算資料の34ページを見てみますと、「季節に応じた花など（八木山のしだれ桜や内野の大いちょうなど）の画像を市のホームページに掲載し、市内外の方に情報提供を行うもの。」という記載がございます。これについて具体的な内容について、お答えをお願いします。

○商工観光課長

本予算では、可搬式カメラの購入費用を計上させていただいております。購入予定のカメラは移動が可能であることから春の時期は桜、秋の時期は紅葉など、季節に応じた場所へ移動、設置が可能となります。

このカメラから配信される画像を本市ホームページに掲載することにより、市内外の方が桜の開花状況を知ること、本市へ訪問するきっかけをつくり、来訪者の増加につなげたいと考えております。

また、職員の現地確認時間の削減や電話対応時間の減少により、事務の省力化にもつながるものと考えております。

○吉田委員

来訪者の増加につなげたいという目的があるということでご説明いただきましたがその機材についても、桜の開花時期は迫っておりますが本予算が通れば、いつから開始するご予定なのか、お知らせください。

○商工観光課長

予算を議決いただいた後、購入の手続に入りますけれども、今年度の桜には間に合わないのかなと思っております。

○吉田委員

それは残念ですけど、来訪者の増加や職員の負担軽減につながることは、とてもよいことだと思います。八木山のしだれ桜や内野の大いちょうなどをPRすることにより、市内外から多数の誘客が見込まれると思いますが、駐車場などの受入れ環境の整備状況はどうなっているのでしょうか。また、事故防止などの安全対策は施されているのか、お答えください。

○商工観光課長

八木山のしだれ桜や内野の大いちょう、両方とも市が所有する駐車場はございません。民有地をご厚意で借用させていただいている状況でございます。

また、オーバーツーリズムのような混雑や違法駐車等の迷惑行為もないことから、特段の安全対策など受入れ環境の整備は実施しておりません。

今後、来訪者の傾向を把握しながら地域住民や周辺店舗等と協議させていただき、安全対策と併せ、周辺店舗への消費増加につなげていきたいと考えております。

○吉田委員

ご説明によりまして現状では受入れの環境整備、安全対策についても、積極的に市が取り組んでいる状況ではないということがよく分かりました。PRするからには、受入れの体制整備や来訪者の安全対策、また、訪問者が増加することにより、地元住民の理解を得ることが非常に重要ではないかと考えます。

八木山地区のしだれ桜周辺堤防道路について、舗装整備が進んでいることと認識しておりますが、全長で何キロメートルぐらいあり、どれぐらいの舗装が完了しているのか、把握されておればお答えください。

それと併せ舗装整備に当たりどのような補助金を活用されたか、把握している範囲でお答えをお願いします、2点です。

○商工観光課長

全長につきましては正確な数字を把握しておりませんが、全長約3キロメートルで、そのうち舗装整備済みは約2キロメートルとなっております。

整備については複数の所管にまたがるため、担当課に確認しましたところ、地元団体が多面的機能支払交付金を活用して実施したものや、本市が直接実施したものがございます。

○吉田委員

八木山地区の方々は、自分たちで桜等の植樹や散策路の整備をして活性化に取り組んでおられます。この活性化を市として短期的、長期的にどのように取り組んでいくか、計画的に進め

ていく必要があると考えますが、現在、八木山地区において、市としてどのような取組をしていくのか、お知らせください。

○商工観光課長

八木山地区の方の取組で、河川沿いのしだれ桜や花木園の植樹、また、散策路の手入れなど、地域で取り組んでいることは把握しております。

本市としまして、限られた財源の中で観光資源である八木山溪流公園や花木園の維持・管理に努めており、このため今後、来訪者の視点で観光協会と連携しながら、八木山の観光資源について、計画的に維持・管理・整備に前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○吉田委員

地元住民の思いと行動では限界がございます。観光協会と連携しながら、観光資源について計画的に維持・管理・整備に取り組んでいきたいと考えておりますとご答弁いただきましたが、安全対策は優先されなければならない課題であると考えます。

農林水産省の平成26年度から多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する資源向上支払、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のため、補修更新等の活動を支援する事業です。資源向上支払交付金、施設の長寿命化で、今日まで取り組んでこられております。飯塚市としての対応が期待されるところでございます。ぜひ、先ほど答弁の中にもオーバーツーリズムという言葉がありましたけど、長期的な観点から支援をしていただくようお願いし、この質問を終わります。

○委員長

次に、同じく168ページ、商工業振興費、商工業振興事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の169ページ、予算資料の34ページの商工業振興費、商工業振興事業費について、お尋ねします。中小企業支援融資事業費について、お尋ねします。新規創業支援資金融資制度はいつ開始された制度になるのでしょうか。また、この融資制度の仕組みについてご説明をお願いします。

○商工観光課長

新規創業支援資金融資制度につきましては、これまで直近10年で貸付実績が1件のみとなっていた飯塚市中小企業融資制度見直しを行う中で、金融機関などから新規創業を支援する融資制度ニーズが高いとの意見を頂きまして、令和6年4月に新規事業として開始しております。

融資制度の仕組みにつきましては、飯塚市で新たに中小企業として創業する方や創業して5年未満の中小企業を支援するため、低金利で借入れをすることができますよう、飯塚市が指定金融機関に融資資金を預託し、金融機関はそれに自己資金を加えて融資いたします。預託金は年度当初に指定金融機関に預託し、年度末に金融機関から市に全額返還されます。

○赤尾委員

この預託金の財源はどうなっていますでしょうか。

○商工観光課長

預託金は年度末に全額返還されますことから、歳出と同額を中小企業融資資金預託金元金収入として歳入予算で計上しております。この歳入が財源となっております。

○赤尾委員

年度始めに指定金融機関に市が預けると、年度末には全額返済されるということで、市の財政負担というのはないという認識でよろしいですか。

○商工観光課長

預託に関しましては、そのとおりでございます。

○赤尾委員

中小企業支援融資事業費の令和８年度は前年度比３６１３万円の増額となっていますが、その理由についてお尋ねします。

○商工観光課長

増額の主な理由としましては、中小企業支援融資事業費のうち、預託金につきましては、令和６年度及び令和７年度に融資を受けた方の融資残高及び令和８年度に新規に融資を受ける見込み金額から算出した額を金融機関に預託します。このため、令和８年度は令和７年度より累積融資額が増加する見込みから預託金額も増加しております。

また、預託金と同様に、新規創業支援資金利子補給金及び信用保証補助金につきましても、融資実行日から３年間、利子の５０％以内、保証料の１００％以内の補助金を交付しており、本融資制度を利用される方の増加に伴い、予算額も増加しております。

○赤尾委員

預託金と利子補給金、信用保証料の補助額が融資制度利用者の増加に伴い増額となっているという答弁ですが融資制度利用者の実績について、お示しをお願いします。

○商工観光課長

令和６年度は２１件、令和７年度は１月末現在で１８件となっており、事業開始当初は１０件を想定しておりましたが、想定を上回る実績となっております。

○赤尾委員

私、これは大変良い事業だなと思っているんですけど、まだ金融機関とか社会的信用が低いというような新規創業者からすると大変ありがたい事業なんじゃないかなと思いますけど、今後の展望、もし答弁できましたら、説明をお願いします。

○商工観光課長

こういった新規総合支援を行うことで中小企業者さんの今後の——、本市としまして新規創業しやすい環境を整えていきたいと考えております。

○委員長

次に１６９ページ、商工業振興費、商工業振興事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料８３ページ、説明をお願いします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

資料８３ページをお願いいたします。筑前茜染協議会補助金の推移（５年間）及び申請に関する資料（令和３年度以降）について説明をさせていただきます。

筑前茜染協議会補助金につきましては、資料左に記載しております飯塚市筑前茜染協議会補助金交付要綱の趣旨や補助対象事業に基づき、右側の２に記載しております手順の流れで実施をしているところでございます。

実績及び予算等につきましては、令和４年度は当初２９７万５千円支出しておりましたが、不正引出しに係る過大報告により支出しておりましたので、令和６年度に７６万円の返金を筑前茜染協議会がしており、実質２２１万５千円となっております。令和５年度は５０１万６８７６円、令和６年度は３９４万５１２４円となっております。令和７年度予算額は１５７万円、令和８年度の予算案といたしまして１１８万２千円となっております。

８４ページから１１１ページにつきましては、令和３年度から令和７年度の飯塚市筑前茜染協議会補助金交付申請書及び申請時に添付しております事業計画等の資料となっております。

以上、簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○川上委員

今回補助の目的をお願いします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

資料 8 3 ページの左側をお願いいたします。こちらは飯塚市筑前茜染協議会補助金交付要綱を抜粋したものでございます。こちらの趣旨、第 1 条で記載してある内容になりますが、筑前茜染の復活を図るとともに、茜染に関する地域の歴史、文化の継承及び茜染を生かした地域交流等を支援することを目的に、予算の範囲内において飯塚市筑前茜染協議会が行う事業等に対して補助金を交付しているものでございます。

○川上委員

今回補助金の内訳をお願いします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

予算案算定の内訳といたしましては、報償費が 10 万円、需用費、消耗品等になりますが、こちらが 18 万 5 千円、役務費、通信運搬、保険料、振込手数料等が 1 万 1 千円、委託料、これは植栽地管理委託のみでございますが、こちらが 54 万 2 千円、資料使用料及び賃借料が 34 万 4 千円と算定しております。

○川上委員

報償費は具体的にはどういふことですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

茜染の体験教室等を行う際に、そこでお手伝いをさせていただいている会員の皆様に支払いをしているもの等でございます。

○川上委員

10 万円の内訳をお願いします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

茜染体験講師謝礼金の内訳でございますが、単価は 1 人当たり 2 千円をお支払いしており、1 回の支出は 5 名までとさせていただいております。

主な内容といたしましては、筑穂地区の小学校に 3 回行っていただく分と、よその団体等から依頼があって体験会等を行っておりますので、その分が 6 回と、あと協議会が主催で行う 1 回の 10 回分となっております。

○川上委員

そういうのを税金から出すわけですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

講師謝礼金という名目でお支払いをさせていただいておりますが、当然、会場まで行くまでの交通費であったり、そういったところに関して費用が発生している部分に対して、少しでも負担軽減をするために現在お支払いをさせていただいております。

○川上委員

自主財源の対象じゃないんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

外部から茜染体験に対しての依頼があった際は、参加された方たちから頂いた費用の中から当然お支払いをさせていただいておりますが、まず、小学校であったりとか、市のほうをお願いをしている部分、これに関しては対象として考えております。

○川上委員

準公金取扱い基準と協議会の理解がどうなっているかお尋ねします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

準公金等につきましては、市の定める各種団体等現金（公金外）事務取扱要領で 12 項目の遵守すべき規定がございます。以前、これは不適正支出が発覚したときでございますが、全ての項目を遵守できていた状況ではなく、支払いは口座振替とし、現金の取扱いは必要最小限とすること、銀行等の払戻し請求書への押印は決裁後、出納責任者が 1 件ごとにその都度行うこと、出納状況は定期監査等によりのみ依存せず、その都度、あるいは定期的に出納簿、通帳残高、

決裁文書、領収書等により複数職員が精算・点検を行うこと等の項目については、取扱要領に即した取扱いができていない状況でございました。

そのため、飯塚市筑前茜染協議会のほうと協議を行いまして、取扱要領を遵守できるよう事務手順を変更するということといたしまして、現在は市の定める公金外の取扱要領を遵守しているところでございます。

具体的には、物品購入等の伺いの決裁は飯塚市筑前茜染協議会会長の意思確認後、メールの文書等を添付し、出金伝票は決裁後に原則、振込を行い、振込控え等を添付しております。後日、その伝票、振込控え、通帳を事務担当者以外が突合するようにしております、公金外の取扱要領を遵守し、適正に処理をしているところでございます。

○川上委員

飯塚市筑前茜染協議会会長の意思確認は、証拠書類として何が残るんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

メールのほうで文書が残ります。

○川上委員

飯塚市筑前茜染協議会の会長がメールで決裁するわけですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

決裁というよりも、まず、この物品を買うことを飯塚市筑前茜染協議会として事務局が手続をすることを前に進めてほしいと依頼を受けて、そこから決裁の処理を始めます。

○川上委員

今回の横領事件との関係でいうと、飯塚市筑前茜染協議会としてはどういう教訓を得ているわけですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

現在は市の定める公金外の取扱要領を遵守するようになっていっているところでございます。また、会計事務は、協議会の中で担っていただくのが最良でございますが、通帳及び出入金の管理を担える体制が整っていなかったことから、飯塚市筑前茜染協議会発足当時から市職員が会計事務を担っておりました。そのことが職員の不適正支出が可能となった面もございましたことで、本来あるべき体制を目指し、現在、飯塚市筑前茜染協議会の中で会計事務を担えるよう、移行する方向で協議を行っています。

○川上委員

この件については飯塚市筑前茜染協議会から顛末書が出たことがありますか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

提出のほうはあっておりません。

○川上委員

資料を頂いていますけどけれども、会則で事業という、第3条がありますね。日の丸の額装を行うというのはどういう事業なんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

飯塚市筑前茜染協議会のほうと協力をいたしまして、日章旗の作成を行った経緯といたしましては、まず、筑前茜染が初めて日本で日の丸を染めたとされているということがございまして、筑前茜染をPRしていく、広く知っていただくために、飯塚市筑前茜染協議会と一緒に作成をするということで進めたものでございます。

○川上委員

市がこの飯塚市筑前茜染協議会に額装を委託したんですかね。

○特産品振興・ふるさと応援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

飯塚市筑前茜染協議会の会員で額装したんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

いえ、額装が可能な事業者様にお願いをして、作成していただいております。

○川上委員

委託料は幾らだったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:46

再 開 14:46

委員会を再開いたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

申し訳ございません。ただいまちょっと手元に資料がないので数字的なものが分かりかねます。

○川上委員

それはしょうがないですね。

そのときに、飯塚市筑前茜染協議会は委託を市から受けました。それで再委託をしました。それによって収益はどれぐらいあったんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

飯塚市筑前茜染協議会のほうには収益は上がっておりません。

○川上委員

じゃあ、おかしいですね。飯塚市が直接、額装業者に委託すればいいものをなぜ、そこを通したんでしょう。

○特産品振興・ふるさと応援課長

日章旗の作成及び額装については、もともとの予算の要求時は飯塚市筑前茜染協議会の補助金の中で実施をする予定で進めていたところでございます。ただし、日章旗の作成につきましてはその後、財源として宿泊税を充てるといふようなところ等もございまして、最終的には市のほうが直接発注をするという形で作成をいたしました。そのため、次の年に予定しておるところでございました額装の分につきましては、もともとのこの補助金の中に含まれておりましたので、そちらのほうを活用させていただいて作成したものでございます。

○委員長

川上委員、ちょっと予算から外れぎみでございますので。

○川上委員

そういうやり方で補助金をつくっているわけですよ。補助金の中にそういうものを入れてきたわけね。それについての反省はまだないでしょ。

それで、さっき総額は幾らだったか答弁できないということがあったんで、後で答弁してもらうようにお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:49

再 開 14:59

委員会を再開いたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

先ほどご質問があつて、手元に資料がなくお答えできなかった額装の費用についてお答えをさせていただきます。金額総額として106万5372円となっております。

○委員長

次に、173ページ、商工業振興費、その他の商工業振興費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

173ページの商工業振興費で飯塚地域雇用創造協議会負担金についてお尋ねしますが、これは負担金の4591万7千円を協議会に出すわけですが、協議会の具体的な活動内容と結果、そしてその他の財源はどうなっているのか、そして実際、事業されてですね、ここに集まっている企業の求職者やその就職を希望している人たちはどのように言っているのか、お尋ねします。

○産学振興課長

本事業費負担金4591万7千円でございますけれども、具体的な活動内容につきましては、大きく分けて2つの事業取組から成り立っております。

第1に、今年度、第3期、令和7年度から9年度となる厚生労働省の委託事業であります、地域雇用活性化推進事業の採択を受けることができましたので本事業の申請内容に基づき、事業者の魅力向上事業拡大の取組と、求職者（人材）育成の取組、そして両者のマッチングを図る就職促進の取組を実施いたしております。

具体的には企業が人材を確保するために、事業所の魅力をどのように伝えるか。専門家によるICTを活用した情報発信力向上講習会の開催のほか、多様な働き方やDXを理解した、企業と求職者の出会いを促進する合同会社説明会開催など、市内事業所の人材確保や人材定着につなげる事業を実施しております。

また、人材不足への対応としましては、データの活用など生産性の向上による業務の効率化を図るための社員のリスク教育とともに、求職者のデジタルスキルを高め市内事業所に採用いただくことで、生産性の向上を図る取組を実施しております。

2つ目に、人材育成事業及び学園都市の取組といたしましては、アントレプレナーシップ教育やデザイン思考等に基づき、小学校・中学校・高等学校及び大学のデジタル人材育成事業を実施するほか、市内の大学、大学生の認知の拡大と地域住民との交流を目的としたイベントなどを開催いたしております。

この本負担金の財源でございますけれども、財源といたしましては、地域雇用活性化推進事業は、厚生労働省の委託事業でございますので、国庫納付金に基づきまして、また、人材育成事業及び学園都市の取組につきましては、株式会社岡崎製作所様からの企業版ふるさと納税を活用して、全額が賄われております。

3つ目で、本事業のこれまでの経過、成果ということだと思いますけれども、本飯塚地域雇用創造協議会におきましては、第1期、令和元年から3年度、第2期が、令和4年度から6年度の計6年間に及ぶ取組によりまして、延べで1016社の事業所1167名の求職者の事業の参加とともに、445名の雇用創出につながっておりますのでございます。

実際に、企業や求職者から実際にどのような声が上がっているかということでございますけれども、事業参加者である企業関係者や求職者からの直接的な声といたしましては、事業参加の直接的な成果として複数名の採用につながった。問題点の改善点、解決につながった。採用・求人活動に関する意識向上ができた。求職者としてアピールポイントを増やすことができた等の喜びの声とともに、まだ結果につながっていないので、この学習機会を継続してほしい。あと、採用年齢層に応じた求人方法を模索してほしい。ほか、従業員の確保には苦慮しているので、合同会社説明会等にも積極的に参加したい等の声が上がっておりまして、安定した雇用環境を目指して、今後とも、企業の採用・求人活動及び求職者の就労促進に係る支援を継続することは必要であると考えております。

○道祖委員

よく内容が分かりました。企業は人材確保、人材育成につながっていると。それと雇用創出

につながっているということですね。企業としては、従業員を採用するのには、いろいろと苦慮している。その中で協議会は十分な機能を果たしているということですね。確認いたします。

○産学振興課長

はい。そのとおりでございます。

○委員長

次に、174ページ、175ページ、観光費、観光振興事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の174ページと175ページ、予算資料の37ページの観光費、観光振興事業費についてお尋ねします。令和7年度と比較して615万円の減額となっておりますが、減額の理由をお尋ねします。

○商工観光課長

この減額につきましては、令和7年度、観光地域づくり法人の設立に向け、各種マーケティング調査や、観光戦略の策定等の具体的な協議を行っていくための設立準備会に関わる経費を計上しておりました。

令和8年度は、令和7年度に観光戦略を策定することによりこの準備会の役割が終了することから、この準備会に係る予算を減額したものでございます。

○赤尾委員

一番初めに見たときにこのイベントの開催に関する経費、ここをなんか削減されるのかな、削減されたのかなと思ったんですけど、今の答弁聞いて安心しました。要はそのDMOの準備会の経費を令和7年度にある程度計上しているんで、令和8年度は必要ないですよという意味合いですね。分かりました。ただ、県支出金とあるじゃないですか。内訳の中に令和7年度679万1千円で令和8年度には0円になっているんですけど、この理由についてお尋ねします。

○商工観光課長

県支出金の減額理由につきましては、観光地域づくり法人設立準備会の事業費に福岡県の宿泊税交付金を全額充当していたものであることに起因いたしております。先ほど答弁いたしましたとおり準備会としての経費を減額したことに伴いまして、その財源としていました福岡県宿泊税交付金についても減額しているものでございます。

○委員長

次に、175ページ、観光費、観光振興事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

旧伊藤伝右衛門邸催事企画運営委託料について、委託料についての説明を求めます。

○商工観光課長

この委託料につきましては、本市の観光施設でもある、旧伊藤伝右衛門邸での夜間開館イベントに係る照明や駐車場管理等の経費となっております。旧伊藤伝右衛門邸の庭園を使って、施設の雰囲気に調和した幻想的なイルミネーションやライトアップ等を施し、昼間見ることのできない夜の伊藤邸の姿を演出し、さらなる来訪者の増加につなげていくもので、本年度は、いづか雛のまつりに合わせて、令和8年2月7日から3月20日まで、土日祝日の夜間に開催しているところでございます。

○藤堂委員

今年も開催施設のことですが来場者の状況について、お尋ねいたします。

○商工観光課長

令和8年2月7日の開催から3月8日までの土日祝日の12日間で1636人、1日平均で申しますと約36人が来場されております。また、来場者へのアンケート調査から、地域別の

来場動向として飯塚市外から訪れた方が約 77% となっております。また年代については 20 代、30 代といった若者世代の方が多い傾向にありますが、20 代から 60 代以上まで幅広い世代の方にご来場いただいております。このような旧伊藤伝右衛門邸における夜間開館の取組は、新たな需要の掘り起こしや、ナイトタイムエコノミーにもつながるものであると考えております。

○藤堂委員

市外から 7 割さらに若年層も訪れている実績は、ナイトタイムエコノミーの大きな足がかりになると思います。単発のライトアップで終わらせず、周辺の飲食店や商店街への人の流れを誘導して、市内で一晩楽しんでもらうための仕掛けについて、他事業との連携も含めた具体的な考えを伺います。

○商工観光課長

市が直接実施するイベントに民間団体等が商店街や集客が見込める場所で飲食を楽しむ例えば、ナイトバルといった、もう一か所立ち寄ることのできる夜のイベントを同時に開催することで滞在時間の延長や消費額の増加など、経済効果にもつながっていくような仕掛けを民間さんと一緒に考えていきたいと考えております。

○藤堂委員

ご答弁ありがとうございました。以前も質問させていただきましたが、旧伊藤伝右衛門邸というのは本市で、現在唯一の観光名所であるかなというふうに思います。ですので、抜本的なイベントの見直しであったり、周辺整備、イノベーション等ですね、補助金の活用であったり、旧伊藤伝右衛門邸の中の売店の精査と人員の見直し等ですね、文化課さんも含めてご検討いただければと思います。以上です。

○委員長

次に、同じく 175 ページ、観光費、観光振興事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料 113 ページの説明をお願いします。

○商工観光課長

追加資料 113 ページをお願いいたします。この資料は観光地域づくり法人の設立の背景や本市における設立に向けた準備会議の開催等の経過となっております。

(1) につきましては、観光庁のガイドラインによる国での観光地域づくり法人設立の背景を記載しております。

(2) につきましては、本市における観光地域づくり法人設立に向けたこれまでの経緯となります。令和 6 年 3 月に改定した、第 2 次飯塚市観光振興基本計画の中で、飯塚版観光地域づくり法人設立の検討を進めていくことを目標に掲げ、令和 6 年度に E B P M 学習会や、観光地域づくり法人に関する勉強会を開催いたしました。その後、令和 7 年度に勉強会等での意見をもとに、観光業、商工業、交通事業者、宿泊事業者の関係者とともに設立準備会を発足し、設立に向けて各種の観光満足度調査や、観光地経営戦略の策定等の協議を重ねた経緯を時系列に掲載しております。

また (3) につきましては、令和 8 年当度当初予算に計上しております観光地域づくり法人補助金について、事業費、管理費、運営費支援業務等の内訳を記載したものとなっております。

○委員長

次に、176 ページ、観光費、観光施設整備事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

それでは 176 ページ、いづかスポーツ・リゾートテニスコート改修工事についてですがこちらの事業概要について、お尋ねします。

○スポーツ振興課長

予算書176ページ、いづかスポーツ・リゾート整備事業費についての事業概要について、説明させていただきます。

本事業は、いづかスポーツ・リゾートの屋外テニスコートの表層にクラックが複数箇所発生しておりますことから、これを改修する事業となっております。

○土居委員

今、テニスコートの複数箇所にクラックが発生しているとのことでしたが、これらの原因については何だと考えられていますでしょうか。

○スポーツ振興課長

特にテニスコートはハードコートでありますことから、寒暖差等によりコート下地のコンクリートやアスファルトが収縮すること、また、紫外線によるアクリル表層面の経年劣化等によりクラックが発生しているものと考えております。

○土居委員

今回改修工事を実施するテニスコートは、飯塚国際車いすテニス大会で使用されるコートだと思うのですが、工事についてはいつ頃実施される予定でしょうか。

○スポーツ振興課長

このテニスコートは毎年、飯塚国際車いすテニス大会で使用しているコートでございます。このことから、令和8年度予算として計上させていただいておりますけれども、今回、第42回飯塚国際車いすテニス大会が4月に開催されます、令和8年4月21日から同大会開催前にクラックの応急処置を実施して、車いすテニス大会終了後の気温が高くなる時期となります8月頃から実際の改修工事を実施する予定としております。

○土居委員

それでは次に、今回改修する屋外テニスコートの利用状況について、お尋ねします。

○スポーツ振興課長

屋外テニスコートの直近3か年の利用状況について、お答えいたします。令和4年度が利用件数835件、利用人数3340人、令和5年度が利用件数662件、利用人数が2884人、令和6年度が利用件数631件、利用人数2524人となっております。

○土居委員

ただいま利用状況についてのご答弁がありましたが、お伺いしたところ、年々利用件数や利用者数が減少しているようにありますが、このテニスコートは飯塚国際車いすテニス大会以外にはどのような理由があるのか、お尋ねします。

○スポーツ振興課長

利用件数、利用者数の減少につきましては、雨天や風の強い日、また、夏の気温が高い時期、冬の気温が低い時期等には、主に屋内テニスコートを使用されておりますことから、近年は長引く酷暑などの影響から、屋外テニスコート利用件数等が減少しているものと考えております。

利用状況といたしましては、指定管理者が通年で実施しておりますテニス教室や一般の利用、それから飯塚国際車いすテニス大会をはじめ、ジュニアの国際車いすテニス大会となりますかんぽジュニアオープン、福岡県民スポーツ大会車いすテニス競技、そのほか飯塚市杯車いすテニス大会などの車いすテニス競技の大会、そのほか車いすテニスの合宿等でも利用されております。

これら多くの車いすテニス競技の大会や合宿には県内にとどまらず県外の方も多く参加されております。これは長年にわたり飯塚国際車いすテニス大会が開催され、国際テニス連盟や日本テニス協会をはじめとする競技団体からいづかスポーツ・リゾートテニスコートが車いすテニス競技の拠点として認知されているあかしであるというふうに考えております。

○土居委員

屋外テニスコートにおいて、飯塚国際車いすテニス大会以外の様々な大会が開催されている

ことは分かりました。また、利用者数等の減少理由についても理解できましたが、この屋外テニスコートも含めたいいづかスポーツ・リゾートの利用者数増加につながる施設の目指すべき今後の方向性について、お尋ねします。

○スポーツ振興課長

繰り返しの答弁になりますけれども、この屋外テニスコートは毎年、飯塚国際車いすテニス大会をはじめとする国際大会等で使用されるコートとなっております。大会の開催には、国際規格のハードコートであることはもとより、コートの状態についても競技において最適な状態を保つ必要があります。コートを最適な状態に保つことで、新たな大会を誘致することにもつながりますし、車いすテニスに限らずテニス競技全般の合宿等の誘致などをすること、さらにはリトリート自体の魅力発信や、市内で実施されるイベントとの連携を図りながら、利用者数の増加及びいいづかスポーツ・リゾート「ザ・リトリート」への宿泊につなげてまいりたいというふうに考えております。

○土居委員

ザ・リトリートのテニスコートについては、先ほどもありましたが、施設内のホテル棟やトレラーハウスでの宿泊も含め、テニスサークルや高校・大学テニス部の合宿でも利用できるかと思われますので、福岡県内外へのPRをはじめ、生徒学生への宿泊割引プランなど、柔軟な対応をしていただけるようなプランがあればいいかと思っておりますのでそういうところを要望して、この質問を終わらせていただきます。

○委員長

同じく、176ページ、観光費、観光施設整備事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

委員長、ただいまの土居委員の質問と重複しておりますので、私の質問は取下げいたします。

○委員長

続きまして、「第8款 土木費」、177ページ、土木総務費、定住化促進事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

住宅取得移住奨励事業費、177ページについてですが、まず、住宅取得移住奨励補助金につきまして令和7年度の交付実績について、お尋ねします。

○建設政策課長

令和7年度の交付実績につきましては、決算見込みにて答弁させていただきます。まず、住宅取得移住奨励補助金の申請件数が87件で、世帯員における中学生以下の加算対象人数が88人で、決算見込額が9580万円となっております。

○土居委員

それでは次に、令和8年度の当初予算計上額7920万円の算定根拠について、お尋ねします。

○建設政策課長

令和8年度予算につきましては、奨励金交付件数を72件、加算対象人数を70人と想定しまして、7920万円を計上いたしております。

○土居委員

令和8年度当初予算額が今年度の実績より低く、昨年度予算額よりも減額となっているようですが、その理由についてお尋ねします。

○建設政策課長

本奨励金の主な財源につきましては、社会資本整備総合交付金、これが補助率45%を充てておりましたが、令和6年度以降から交付率が年々減少したことに伴いまして、一般財源による負担割合が大きくなったことから、前年度予算額と比較して減額した計上額となっております。

のでございます。

○土居委員

本制度は本市の4年連続社会増にも貢献し、移住・定住人口を増やす上で非常に重要な制度であると考えております。しかしながら、市内ではマンション建設や住宅地の開発も多く進んでいる中、予算が減額され、年度の実績などを勘案すると、予算不足が生じるのではないかと思われますが、本制度について今後の方向性などはどのようにお考えか、お尋ねします。

○建設政策課長

質問委員が言われますとおり、本制度につきましては、本市への移住定住を促進する上で必要不可欠な事業であると認識しております。予算は減額となっておりますが引き続き、広報周知に努め、積極的に本制度を推進していく所存であり、担当課としましては、申請状況などを注視し必要に応じて、補正予算による予算確保に努めてまいりたいと考えております。

○土居委員

住環境の整備は子育て世代や働き盛りの方々にとって重要な選択基準となりますので、当初の移住のしやすさ、いわゆるイニシャルコストの軽減は経済的負担も減らしてくれますので、今後も拡充に努めていただきますよう要望しておきます。

○委員長

同じく、177ページ、土木総務費、定住化促進事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

177ページ、戸建て中古住宅取得補助事業費についてですが、戸建て中古住宅取得補助金につきましては、令和7年度の交付実績はどのようになっているのか、お尋ねします。

○建設政策課長

令和7年度の交付実績につきましては、こちら決算見込みにて答弁させていただきます。まず、補助金の申請件数が68件で、世帯員における中学生以下の加算対象人数が68人で、決算見込額が2688万円となっております。

○土居委員

それでは次に、令和8年度の当初予算の計上額1920万円の算定根拠について、お尋ねします。

○建設政策課長

令和8年度予算につきましては、補助金交付件数を48件、加算対象人数を48人と想定しまして、1920万円を計上いたしております。

○土居委員

こちら先ほどと同じように、予算額は今年度の実績より低く昨年度予算額より減額となっているようですがその理由について、お尋ねします。

○建設政策課長

こちらの補助金に関しましても財源が社会資本整備総合交付金を充てておりましたが、こちらは令和6年度以降から交付率が年々減少したことに伴いまして、同じように一般財源による負担割合が大きくなったことから、前年度予算額と比較して減額した計上額となったものでございます。

○土居委員

近年、物価の高騰や住宅価格の上昇が続いており、新築住宅の購入が困難な状況において、中古住宅の活用を促進するこの補助金制度は市民にとって非常に価値のある制度であると感じております。しかしながら、今年度の実績と比較して3割程度減額した予算額となっており、予算不足も生じかねないのではないかと思われますが本制度において、今後の方向性などはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○建設政策課長

戸建て中古住宅補助制度につきましては、定住の促進、住環境の保全、さらには空き家の解消にも貢献しておりまして、非常に重要な施策であると位置づけております。

予算は減額となっておりますが、こちらについても引き続き、広報周知に努め、積極的に本制度を推進していく所存であり、担当課としましては、申請状況などを注視し、必要に応じて補正予算による予算確保に努めてまいりたいと考えております。

○土居委員

こちらも先ほどと同様に充実した内容で事業を進めていただきたいと思います。

○委員長

次に、同じく、177ページ、土木総務費、定住化促進事業費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

177ページの定住化促進事業費、これは住宅取得移住奨励事業費、戸建て中古住宅取得補助事業費に関連してお尋ねしますが、まず、令和8年度予算には計上されておられませんけれど、令和7年度予算では計上されていた定住促進改修補助費金について、お尋ねします。

まず、なぜ令和8年度の予算に計上されていないのか。この定住促進改修補助事業の設立の趣旨について、お尋ねします。

○建設政策課長

それではまず、定住促進改修補助事業の設立趣旨について、お答えいたします。

定住促進改修補助事業の設立趣旨につきましては、平成23年度に市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を目的として飯塚市住宅リフォーム補助事業を設立しております。その後、令和元年度からは市内業者による施工要件を維持し、経済対策の側面を残しつつ、空き家対策を主な目的に、子育て世代を含めた市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を目的とする飯塚市定住促進改修補助事業として名称を変更し、現在の形となっております。

引き続きまして、こういった形で廃止、今年度計上されていない理由ということですが、こちらについてお答えします。

本市におきましては、先ほどから答弁いたしております、移住定住の促進を図り、空き家対策も含めた取組として、筑豊地域外からの移住者取得奨励事業、戸建て中古住宅取得補助事業、定住促進住宅改修補助事業の3つの事業を運用しておりました。

令和7年度当初予算における3つの事業に係る一般財源につきましては、住宅取得奨励補助金が5905万円、歳出予算が1億円です。中古住宅取得補助金が歳出予算2400万円のところ、1320万円の一般財源です。住宅改修補助金は2千万円です。全てが一般財源という形で、合計9225万円の一般財源を見込んでおりました。

しかしながら、令和7年4月4日にこれら補助金の主要な財源としておりました国の社会資本整備総合交付金の配分通知があり、令和7年度における当初予算ベースで、住宅取得奨励補助金における社交金の歳入見込みが4095万円のところ、869万7千円、交付率にしまして21.2%、中古住宅取得補助金における歳入の見込みが、1080万円のところ、227万3千円、交付率21%の内示額が示され、交付率が極めて低かったことを受けて、令和8年度当初予算要求時までには住宅改修補助事業を含む各制度の効果検証が必要となりました。

その後、12月補正に向けて、9月18日の課内協議、9月22日の部長協議を経て、9月25日に歳入予算の減額補正に係る予算要求書の提出を行っております。その結果、各補助金に係る一般財源額が住宅取得奨励補助金で9130万3千円、中古住宅取得補助金で2172万7千円、住宅改修補助金で2千万円の合計1億3303万円となり、当初予算と比較して一般財源は4078万円の増額となりました。

そのため、令和８年度当初予算の策定に当たり、限られた財源での運用を検討し、各事業の効果検証に基づき、国の社交金の対象事業でなく一般財源により全額支出しております定住促進住宅改修補助事業の予算計上を断念した上で、１０月２１日の課内協議、１０月２３日の部次長協議を経て、１０月２４日に当初予算要求書を提出しております。

○道祖委員

要は、国から来る金が減ったからやめたということですよ。４０７８万円一般財源が増えるからやめたということですね。

だけど、この制度は地元の企業がリフォームするときに、効果があったっていうことは以前から言われておりますよね。実際、この補助金によって地元の産業に対する効果額はどれぐらいになっていますか。

○建設政策課長

そちらにつきましては、本制度による地域への経済効果につきましては、住宅改修に要した工事費の合計額を一つの指標として捉えており、過去３か年の決算の状況となりますが、令和４年度につきましては、申請件数１９５件、工事費の合計が３億１８７２万８０４３円、令和５年度につきましては、申請件数１４８件、工事費の合計が３億２３３０万３２１２円、令和６年度につきましては、申請件数１４２件、工事費の合計が２億８１８１万４７５２円となっております。

そのため、市内事業者による施工を要件としていることから、一定程度の地域内経済への波及効果があったものと考えております。

○道祖委員

３億円、３億円、２億円で８億円、３年間で９億円前後の効果があったということですけど、補助金額の総額は３年間で幾らか。

○建設政策課長

令和４年度から６年度までの補助金額交付件数の合計といたしましては、３９８８万６千円となっております。

○道祖委員

だから、約４千万円でどれだけの効果があったのかと聞いているんです。

○建設政策課長

補助金額が３９８８万６千円で、３年間の合計といたしましては、工事費の合計といたしましては、９億２３８４万６千円程度となります。

○道祖委員

あなた、その数字を見てどう思いますか。

○建設政策課長

やはり、非常に経済効果というかですね、その辺は出ているのかなというふうには思っております。

○道祖委員

これは飯塚市の中古住宅と併用できますよね。併用できて使っていますよね。中古住宅を取得したのは、市外の方が何人いますか。

○建設政策課長

中古住宅取得補助金を利用して市外から転入されたですね、令和４年度から６年度の実績といたしましては、３２世帯で７９人の方が転入されております。

○道祖委員

地方交付税は１人当たり、年間幾ら来るのか、大体。

○財政課長

１人当たり約１２万円ほどとなっております。

○道祖委員

ということは、79人×12万円というのは年間幾らになりますか。

○財政課長

約948万円程度となるかと思います。

○道祖委員

単純に言うと、948万、1千万円としましょう。そして、1千万円として、1千万円を切るけれど、交付税、この交付した金額が約4千万円でしょう。4千万円を、今の金額で割ったら、何年で元を取りますか。

○建設政策課長

約4年かと思います。

○道祖委員

あなた方ね、地方交付税がこれだけ来ているわけですよ。4年間で元が取れるわけ、定住政策で。そう思いませんか。

○建設政策課長

計算上はそういう形になろうかと思います。

○道祖委員

一般財源が4078万円増額になるから、これを廃止しましたと、簡単に言いましたね。しかし、元は取れるんですね、時間をかけたら。市外の方が中古住宅で、これは併用できますから、8万円プラス2万円というような形になってきているでしょう。

○建設政策課長

委員が言われるとおりですね、計算上で言えばそういう形にはなろうかと思います。

○道祖委員

そして、先ほど幾らですか、経済効果は、何億円と言いましたか、これを使って。

○建設政策課長

9億2300万円程度ということを行いました。

○道祖委員

トータル的に見てプラスじゃないですか、マイナスですか。市にとってマイナスですか、プラスですか。

○建設政策課長

その経済効果ということで、工事費という形で考えれば、その金額を引けばですね、当然、経済効果のほうが——、捉えればですね、そういう形になる。経済効果としては、その程度——、当然、経済効果が上回るような形になろうかと思います。

○道祖委員

市は何をつくっていますか、まち・ひと・しごと創生総合戦略、定住政策を進めると言っていますよ。それによって経済効果を上げていくと言っていますよ。それと合いますか、合いませんか。

○建設政策課長

経済効果的に言ったらそういう形にはなろうかと思います。今回ですね、効果検証という形でやっておる中で定住化施策、定住促進改修補助金につきましては、先ほど言われましたとおり、確かに4千万円の補助金で、そういう経済効果、約9億円を生んでいるということは、完全に私たちも認識はしておりましたが、その中で、アンケートなどの確認をいたしましたところ、今回、住宅改修を行ったきっかけについてという形で、補助金が出るのを知って住宅改修を行うことにしたという人の回答の割合が、この3年間で約19.3%となっており、約8割の方が当該補助金の有無にかかわらず住宅改修を行ったものと考えられるということで、建設政策課としましては、当然こちらがですね、移住・定住の後押しというかですね、本制度が市

民生活の後押しにはなっておりますが、移住・定住の決定的な要因とまでは至っていないのかなというところで、定住施策としての優先度では、住宅取得移住奨励事業や戸建て中古住宅取得補助事業に比較すると、やはり少し弱いのではないかとというところで、今回、住宅取得移住奨励補助金と戸建て中古住宅取得奨励補助金の一般財源を確保するために、こういった形でやむなく、予算計上を断念したというところでございます。

○道祖委員

それじゃあ、住宅取得移住奨励補助金、中古住宅取得奨励補助金、定住促進改修補助金のPRをどういう形でこの3年間やってきましたか。

○建設政策課長

まずは、市のホームページで広報すること。それから、移住・定住の関係で市や市外のほうで、そういうイベント等があれば、そちらにもビラ等を配ります。それから、フリーペーパーや総合住宅展示場のほうとかにチラシを配付して広報に努めておりました。

○道祖委員

あなたね、8割の方が当該補助金があることを知らず、関係なく住宅改修を行ったと言っていますけど、その人たちは8万円の定住化促進改修補助金を必要としなかったのか。あることを知ったら、それは申請したんでしょうも。

○建設政策課長

一応、今のアンケートの調査結果というのは、補助金をお支払いした方からのアンケート結果でございます。

○道祖委員

中古住宅を買った人が8割知らなかったと。市外からの人は知らなかった。宣伝不足でしょう。宣伝不足、PR不足じゃない。けど、あることを知ったらそれは活用させてくださいと言って活用したんでしょう。

それと、これを廃止しますと令和8年1月にホームページに出していますよね。あなた方は検討してから、そういうふうに廃止しますと言ったんですよね。そして、もう予算も組まなかったでしょう。なぜ廃止するかということは、誰にどういうふうに説明したんですか。それと、実際に施工する業者さんは、3年間で約9億円の経済効果があるものに対してね、業者さんに相談したんですか。廃止しますけど、どう思いますか。

例えば、あなた方はPRしたいろいろな不動産屋さんとか、そういうところに行って、これを廃止しますけどどう思いますかという業界の声は聞きましたか。

○建設政策課長

今回の予算策定に当たりまして、施工業者等への意向調査などは行っておりません。こちらにつきましては、先ほどから申し上げましたとおり、令和7年度における国からの補助金、財源が非常に厳しくなったということで、交付率が極めて低かったということで令和8年度当初予算要求時までに、各制度の効果検証が必要になり内部にて検討を行ったところでございます。

○道祖委員

内部で検討した。検討したけど、あなた今言ったように財政効果については、誰が検討したの。業界の意見はどうやって聞いたの。地方交付税がどれぐらいで、この補助金がペイするかということ、ペイと言ったらいいのかな、損益分岐点がどこにあるとか、そういうことを確認したの。内部で協議したとき、そのときに、あなた方は飯塚市がつくろうとしているこのビジョンに対して、これから見たときにどうあるべきだということを考えてやったのか。

○建設政策課長

当然、そういうビジョンも実際確認できたかというところではあるんですが、基本的にはやはり一般財源額が増えているというところで、今後の補助事業、うちのほうの補助事業をするところで勘案いたしまして、こういう形となっております。

○道祖委員

一般財源が減っているから定住政策をやっているんでしょう。違うんですか。少子高齢化なんて地方交付税が減っていく、だからまちづくり——人が少なくなったら活力がなくなると、あなた方はどれにも書いているじゃないの。

だから、定住政策を一生懸命言ってきた、今日があるんでしょう。そのときに、一般財源がないからといって、これを減らします。しかし、そのときに人口が増えることによって、一般財源がどれくらい増えるというような話は一切されなかったんですか。経済対策も考えなかったんですか。導入したときの気持ちは、定住政策と地域産業ですよ。その視点で考えたら、どうあるべきか、あなた方は部内だけで考えたんでしょう。トータルのなまちづくりについては、ほかの部署と協議したんですか、財政当局とか、経済部とか。

○建設政策課長

社会資本整備総合交付金のほうが、かなり厳しくなったというところでは、そういう形があった際には当然、財政部局等とも打合せをしていきながら、何といいますか、効果検証が必要というふうになっております。

その後の予算要求に当たりまして、やはり一般財源の負担が非常に大きくなったというところで効果検証の結果などについては、お伝えをしているところでございます。

○道祖委員

答弁が堂々巡りです。ただ、部内だけではないで、財政当局とも相談したということと言ったのか、今。経済部とも相談したと言ったのか。経済部、財政、相談あったのか。

○行政経営部長

この件につきましては、相談はあっておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:51

再 開 15:59

委員会を再開いたします。

○建設政策課長

すみません。先ほど、財政部局ということではございましたが、当然、社会資本整備総合交付金が減ったということは当然、情報共有をしているというところでございます。

最終的には、やはり一般財源額の負担が大きくなるというところで、我々のほうで今回、予算計上を断念したと判断したものでございます。

○道祖委員

私が資料要求したわけじゃないんですけれど、川上委員が資料要求している内容を確認しますと、住宅改修補助制度廃止検討の概要ということで、あなた方がつくった資料がありますよね。ここに書いている飯塚市定住促進住宅改修補助事業、ここの設立の目的に、「市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進」これは検討したの。空き家対策は完了したのか。地域経済からの観点は何も見えていないというのは、よく分かりました。

それと、いろいろ協議されたそうですけれど、こんなことを書いていますね。「令和7年9月25日 令和6年度決算特別委員会（効果検証を行った上で制度の廃止を含めた抜本的な見直しについての意見あり）」と。この意見に従ってやったのか。

○建設政策課長

空き家対策が終了したのかということではありますが、そちらに関しましては、空き家の問題というのは、まだ継続をしているという状況でございます。それからもう一点、決算特別委員会の意見をいただいたというところでございますが、こういった意見もいただいたというところで、4月以降、効果検証というか、ずっと事業申請状況などを鑑みながら考えている中で、

これが直接的に引き金になったということではなくて、今回の——、なったというところではございません。

○道祖委員

であるならば、何でこんなことを書いているのか。委員会で検討の要望、意見があったからと書いてあるじゃない。ということは、我々がいろいろ各委員会なり、本会議場で意見を言ったら、全部通してくれるわけ。いろいろ要望していますけど、あなた方都合のいいところは使って、都合の悪いところは使わない、そういうことですか。こちらが検討してくださいと言って、検討しますと言ってから、何年も答えが出てこないことは結構あるんですよ。これは9月に言って、1月に結論が出ているんですよ。決算特別委員会は9月ですよ。その意見を聞いて、廃止に至りましたという内容じゃないですか。廃止のときは即決断して、要望、つくることをお願いしたときには先送りですか。課長、どういうことですか。

○都市建設部長

今、質問委員のほうから指摘を受けている内容につきまして、我々のほうでまず一点目が、社会資本整備総合交付金の交付率が、令和4年が100%、令和5年が100%、令和6年が73.4%、令和7年が21.2%と、その部分で非常に交付率が下がったというようなところがございます。

それと、先ほどのアンケートの部分もございますけども、先ほどから委員のご指摘のとおり、確かに大きな経済効果があったというところは認識しております。その分につきましては、非常に我々としても、今後、本制度の効果について認識しておりますけども、財政状況、今後の国の交付金の状況、そういったところを鑑みながら、今後の事業の在り方について、再度検討させていただきたいというふうに考えております。

○道祖委員

部長が答弁されましたので、これ以上追及しませんが、再度検討していただけるなら、再度検討していただきたいと思います。そのときに、一般財源を使うんでしょから、よりいい制度を検討していただきたいと思います。見ていましたら、宗像市は、中古住宅の取得のときに、地元のリフォーム業者を使ったら補助金を出すとかになっていますよ。

だから、悪いところはまねしなさいとは言いませんけど、飯塚市にとって、市民にとって定住政策に結びつくようなもので、地元の産業振興につながるようなものであるならばですね、研究してぜひ、今部長の答弁した方向で取り組んでいていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○委員長

同じく177ページ、土木総務費、定住化促進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

先ほど、都市建設部長が再度検討するという答弁ですけれども、復活の方向でというふうには言えないんですか。

○建設政策課長

担当課といたしましては、本制度が定住の促進や経済効果の面で一定の成果を上げていることは認識しておりますが、令和8年度の予算計上において、本市の財政状況及び国からの社会資本整備総合交付金の大幅な減少を踏まえ、一般財源の支出を例年並みに抑えるために、当該事業の予算計上をやむなく断念したものでございます。

そのため、部長も言われましたとおり、今後の対応としましては、さらに事業内容を精査した上で、国からの社会資本整備総合交付金の交付状況や財源に係る国、県等の施策の動向に注視しつつ、次年度以降の予算計上について検討してまいりたいと考えております。

○委員長

次年度以降ということですか、次年度以降ね。

○川上委員

私は復活の方向で再度検討と言ったんだけど、いつからというふうに明言がなかったんだけど。

○建設政策課長

担当課といたしましては、令和８年度以降の交付金の配分状況や、その他財源に係る国、県等の施策の動向に注視しつつ、令和９年度以降での予算計上について、まずは検討してまいりたいと考えております。

○川上委員

社会資本整備総合交付金の交付状況は変更があるでしょう。したがって、当初予算で復活させるということもできるし、それから補正でも復活できるんじゃないんですか。

○建設政策課長

まずは、令和８年度の状況を見ながら、９年度以降で考えていきたいと思っています。

○川上委員

その不規則発言のとおりなんですよ。廃止して何の様子を見るわけ。

それで、資料１１６ページの、先ほどあった令和７年９月２５日の決算特別委員会で意見がありましたというところ、どういう意見だったか、正確に紹介してください。

○建設政策課長

会議録となりますが、「この補助金があろうがなかろうが、恐らく私の親はそこに住み続けていると思います。この目的が事業者への経済補助みたいなところであれば目的として達成したのかなと思うんですけど、移住とか定住のところなので、もしかするとつくったときの趣旨とは違ってきている、制度として運用してきて、今は違ってきているのではないかというふうに思いますので、効果検証を行ってですね、費用対効果が低いと判断される場合は制度の廃止を含めた抜本的な見直しをお願いできればというふうに思います。」というふうになっております。

○川上委員

「ただ、」以降が重要でしょう。

○建設政策課長

「ただ、仮に制度を継続するのであれば、きちんとターゲットを絞ってやるというのはありだと思いますし、金額も８万円が妥当なのかというところも、お考えいただければと思います——、この点ちょっと私は中古住宅も改修してほしい」そういうご意見となっております。

○川上委員

これは、平成２３年に戻すということも含んだ内容の意見ではないかなと私は思ったんですよ。それでね、９月３０日に本会議で討論があっているでしょう。本会議録３７３ページ、下から１５行目からちょっと読んでください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １６：１２

再 開 １６：１４

委員会を再開いたします。

○建設政策課長

失礼いたしました。３７３ページですが、「住宅改修補助金事業はもともと地元中小建設業支援と住民福祉を目的にした住宅リフォーム助成制度だったものであります。経済効果は少なくとも１０倍を超えてきております。制度の変更がありましたが、その事業の趣旨は変わっておらず、充実が求められます。この事業を廃止する意見には反対です。」となっております。

○川上委員

あなたたちね、自分たちの都合のよい議員の発言、しかも全体ではなくて一部を取ってね、議会に、あなた方が廃止すればいいというふうに言ったのではないか、みたいに資料出しているけど、今の本会議の討論、これは誰が発言しているんですか。

○建設政策課長

川上議員でございます。

○川上委員

私のところには廃止したいけど、どうでしょうかとか一言もなかったけど、してきましたか。

○建設政策課長

相談はしておりません。

○川上委員

事業の趣旨から考えてみても、良いほうに発展させるために改めるということはあるかもしれないけど、国から金がもらえないから全部やめますとかね、決算特別委員会でもそんなこと言ってないでしょう。都合のいいところは議員の発言を利用して、それで都合の悪い本会議の指摘はどこにあるかも知りませんでしたという感じでしょう。これは直ちに復活して当たり前だと思いますよ。復活に向かって、再度検討というふうに都市建設部長、答弁し直せませんか。

○都市建設部長

今、委員おっしゃられるように、事業の成り立ちというところからすれば、経済効果は大きなものがあるというふうに考えております。

ただ、予算計上する際に、先ほど私が答弁したとおり、一つは確かに国の交付率が下がったといったところで、一般財源の持ち出しが大きくなるというところ、それと、その部分を鑑みて、今指摘があっている部分は重々認識しております。

今年度予算につきましては、上程している内容で議案を上げておりますが今後のですね、先ほど答弁しました国の動きであったりとか、事業内容の再度検証を行っていきたいと思っております。

今回の予算につきましては、今の内容で予算を上程させていただいているというところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

さっきから言っているけどね、僕は部長の立場上分かるから、とりあえず意見はもうやめましたけどね、改めていきさつを聞いていると、副市長、当初予算では無理かも分からないけれど、中小企業の振興もありますから、業者さんたちの意見等を聴取して、当初予算では復活はできないかも分らんけれど、補正で復活するような方法は考えられないですか。

私どもが言っているのは、まちづくりに対しての政策に適合しているでしょうと。何ら方針――、社会資本整備総合交付金の問題はあるかも知分からないけれど、それは経済効果なり定住政策には合致しているでしょうと言っているんです。それを全体の中で考えないで、内部だけで予算がないからということでここに至っています。だから、こういう意見があるんだから、ちょっと副市長、今後の検討をお願いしたいんですけど。

○久世副市長

今回のこの制度の廃止につきまして、ただいま、道祖委員、川上委員、両委員からご質問等を頂いている中で、やっぱり多角的な検証が決定的に不足しているんだろうなど。社会資本整備総合交付金が確かに減少しているのは事実であります。当然のことながら、補助金等が減ってくれば、我々、出るほうに当然気を使うわけですけども、ただそれだけの理由で一つの事業をやめるということは、あまりにも検証が足りてないなど。

定住人口増というふうに要は、定住も今住んでらっしゃる方も当然、うちのほうにとどめて

いかなきゃいけないので、そういった部分でこの事業については、効果があるなど。年間3億円の工事が出るんならば、当然、それでも効果が出ているんだろうなど。

要は、多角的な検証が足りてないんですね。これにつきましては、先ほど都市建設部長も答弁しましたが早急にそのような検証、再検証いたしまして必要であれば迅速な財政措置について、実施いたします。以上でございます。

○委員長

次に、同じく177ページ、土木総務費、定住化促進事業費について、石川委員が2つ質問を通告されておりますが、これを一括して質問を許します。

○石川委員

3名の同僚議員からの質問と同じ質問になるんですが、この住宅取得移住奨励事業費と戸建て中古住宅取得事業費について、社会資本整備総合交付金については、令和6年度以降、交付率が年々低下している背景は国の制度の見直しや公共事業の重点化方針があるということである、ということは承知しました。

ですが、1点質問ですけれども、交付率改善の可能性があるのかどうか、お尋ねしたいんですが。この交付金について、国の重点分野との整合性を図ることで、交付率を改善できる可能性はあるのかどうか、お尋ねします。

○建設政策課長

すみません。ちょっとその辺りは、はっきり答えることはできません。分かりません。

○石川委員

どなたに聞いたら分かりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:23

再 開 16:23

委員会を再開いたします。

○財政課長

ただいまのご質問の社会資本整備総合交付金の内示率とか、そういった交付率の向上に向けた取組というか、その内容ですけれども、それに関しては地方自治体のほうでどれだけの交付率がなされるかというのは、私たちのほうでは不明となっております。ただ、交付率の向上に向けた要望活動などは自治体のほうで行っております。

○石川委員

分かりました。要望です。定住政策の検討に当たっては、特定の方だけにとどまらず、市民全体にメリットが広がる仕組みをぜひ、整えていきたいと考えています。空き家の利活用や住宅支援など、地域の資源を生かしながら、市民にしっかり還元される政策として発展させていただくことを要望します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

1つお尋ねいたしますけど、あなた方、今度は住宅取得移住奨励補助金にしろ、戸建て中古住宅取得補助金にしろ、減額しているわけですよね。なんですけど、減額することが正しいのかどうかというのがあるんですよ。定住政策を考えていったときに、市外からこちらに移ってもらって、定住してもらいましょう。そしたら、前年度とせめて同じ金額は計上すべきじゃないか。その可能性が——、まちづくりでこれだけあなた方一生懸命頑張って、今日まで新飯塚駅周辺、菰田、飯塚駅周辺開発してきて、定住政策を一生懸命やってきたわけでしょう。それが成功しているときに、やはり定住する人数を増やすという目標を持って、予算を組んだ

ほうがよろしいんじゃないんですか。

ただ、見込みが——、社会資本整備総合交付金が——、とか、一般財源が厳しいからという観点から予算を組むというよりも、今、市がやろうとしているのは成長政策でしょう。人口を増やすという政策でしょう。であるなら、頭打ちがこれだけですよという話よりも、前年これだけ成功しているんだから、これだけください。それをやはり、財政当局に主張すべきじゃないんですか。そういう考えで予算を組むべきじゃないかと思うんですけど、そういう考えで予算は組まなかったんですか。この減額されている内容は。そういう思いはないんですか。

○都市建設部長

今、質問委員がおっしゃられるように、今、飯塚市立地適正化計画に基づき、飯塚駅周辺整備計画であったりとか、飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関わる事業であったりというようなところの総合的な判断というのが非常に求められているのかなというふうに考えます。

今回の事業につきましては、確かに委員の指摘のとおり国の内示というか、交付率が下がることによってこの事業を落としたということがありますけども、今、委員ご指摘のとおりいろいろな計画と横断的な調整等を図る必要があるのかというふうに考えております。その分を含めながら、今行っている飯塚駅周辺整備で居住人口が増えている、連続して社会増が増えているというところを総合的に勘案しながら、事業を考えていきたいというふうに考えております。

○道祖委員

あなた方、飯塚市立地適正化計画をつくりましたよね、つくっていますよね。そしてあれには、居住誘導地区というのをつくっていますよね。コンパクトシティの思いからまちづくりをやっているわけですけど、居住誘導したときに補助金をつけている町もあるんですよ。それは政策ですよ。そこに集約していく、それは市内の人もそうでしょうし、市外の人もそう。そういう観点から考えたら、やはり予算の立て方っていうのは、もう少し全体から考えて予算を組むべきだと思いますよ。

今後のまちづくりについては、関係部署なり、市長なり、教育部長なり、副市長なりとちゃんと考えて取り組んでいただきたいということを要望いたしますし、補正予算の中でそういうのが出てきたらいいんじゃないかなということを言わせていただいて、質問を終わります。

○委員長

次に、180ページ、道路橋りょう維持費、新飯塚駅構内自由通路施設管理事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の180ページ、予算資料の38ページをお願いします。

道路橋りょう維持費、新飯塚駅構内自由通路施設管理事業費について質問いたします。予算書180ページに、新飯塚駅構内自由通路施設管理事業費の中で、1号機エレベーター改修工事5670万円が計上されていますが、この予算の財源についてお尋ねします。

○土木管理課長

新飯塚駅構内自由通路施設管理事業の中で計上しております、1号エレベーター改修工事5670万円の財源といたしましては、全て一般財源となっております。

○赤尾委員

予算資料の説明には「新飯塚駅自由通路に接続する1号機エレベーター（西口側）を改修するもの」となっておりますが、なぜ、本市が予算を計上して改修工事を実施するのか、市とJRとの管理区分について、お示しください。

○土木管理課長

平成13年に現在の新飯塚駅を整備した際に、駅舎に併設する自由通路及びエレベーターにつきましては、飯塚市が市民の利便性の向上を図るためJRに施工委託して整備したもので、市道黒ノ本2号線として維持管理を行っております。

つきましては、今回の改修工事につきましても、道路管理者である本市が行うものでございます。

○赤尾委員

今回改修します1号機エレベーターの設置時期、耐用年数及び稼働状況について、お尋ねします。

○土木管理課長

今回改修します1号エレベーターは平成13年8月に設置しており、耐用年数につきましてはおおむね20年となっております。また、稼働状況につきましては、1日平均約750回、1か月にいたしますと約2万2500回となっております。

○赤尾委員

今回改修する理由をお尋ねします。

○土木管理課長

先ほど答弁させていただきました1号機エレベーターにつきましては、平成13年に設置して以来24年以上が経過し、耐用年数も超過している状況となっております。

今後の緊急時を含めた修理の際に耐用年数が超過に伴い、メーカーから必要な部品の供給が困難になることが見込まれており、早急な改修が必要とされていることから、令和8年度に工事を行うものでございます。

○赤尾委員

最後にしますが、JR新飯塚駅には東口側にもエレベーターが設置されています。今後、改修予定があるのか。それと併せまして、管理区分、設置時期、期間についてもご説明をお願いします。

○土木管理課長

JR新飯塚駅には、質問委員がおっしゃるとおり今回改修工事を予定しております西口の1号機と東口の2号機がございます。2号機につきましても1号機と同様、道路管理者である本市が維持管理を行っており、平成18年8月に1号機と同時期に設置して以来、24年が経過していることから、令和9年度に改修工事を計画しております。

○委員長

次に、187ページ、188ページ、都市計画総務費、菰田堀池地区活性化事業費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

187ページ、都市計画総務費、菰田・堀池地区活性化事業費について、お尋ねいたしますけれど、令和8年度でこの整備計画が最終年度でありますけれど、炭都市場の跡地の開発についてどのように取り組んでいくのか、この点だけお尋ねいたします。というのは、やはりですね、整備計画が終わるならば、できるだけ早く駅前の炭都跡地を利用したほうがまちづくりにはいいんじゃないかと思えますけど。地元との関係もあるかとは思いますが、どのように考えて取り組んでいくのか、お尋ねします。

○都市計画課長

飯塚市立地適正化計画においては、飯塚駅周辺地区は都市機能誘導区域及び居住誘導区域と位置づけられております。区域内の低未利用化した市有地につきましては、都市機能誘導施設の誘致用地や民間活力の活用による定住促進用地として、利活用することを基本としております。

令和4年3月に策定いたしました飯塚駅周辺地区基本計画における整備構想の未利用市有地の有効活用と快適な都市機能整備による、にぎわいの創出につながる土地利用を進めることとしておりその手法としましては、平成30年12月に策定いたしました菰田・堀池地区活性化基本方針に掲げる民間活力の積極的な活用による有効活用を図ってまいります。

○道祖委員

だから、それは分かるんですけど、言いたいのは、あそこは令和8年度で駅舎がきれいになるでしょう。駅前広場。だから、炭都市場跡地を早く開発しないと。そこだけ駅を降りたときに、広い空間が更地であるのは望ましくないと思うんです。だから、民間活力使うなら使うでいいけれど、それであるならば民間に声をかけるなり、早く動いたほうがよろしいんじゃないかなと思うので、そのように動いていただけますか。

○都市計画課長

現在、炭都市場の跡地につきましては、J R実施工事の影響でロータリーに確保できない自動車の送迎用スペースとして活用しております。先ほど、委員がおっしゃいますように売却する場合、通常であれば確定測量とか、登記といった準備作業がありますけども、当該地におきましては確定測量登記を終えておりますので、速やかに売却できるようにスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

それでは、続きまして、187ページ、188ページ、都市計画総務費、菰田・堀池地区活性化事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料117ページ、説明をお願いします。

○都市計画課長

予算資料の117ページをお願いいたします。菰田・堀池地区活性化事業につきましては、令和4年3月に策定いたしました飯塚駅周辺地区整備基本計画に基づき、社会資本整備総合交付金における個別支援事業である都市構造再編集中支援事業を活用し、令和4年から令和8年度までの5か年で今事業を進めているところでございます。

主な事業といたしましては、資料に旗揚げをしております飯塚駅周辺の東西駅前広場、駅舎を含む自由通路の整備、ゆめタウン周辺の旧卸売市場周辺道路整備、菰田・堀池公園の整備、飯塚駅北側に位置しております菰田西公園の整備、それから桜ヶ丘踏切改良、飯塚駅南側の城ヶ崎踏切の改良事業となっております。

これらの事業のうち、令和8年度実施箇所につきましては、事業箇所を太枠で囲み、その中に主な事業内容を記載しております。番号で申し上げますと、①から⑩までの事業が該当しております。予算費目に応じまして、青色が都市計画費、緑色が、道路橋りょう費というところで枠内に色分けをして着色をしております。また、表の下の方にはそれぞれの事業ごとの事業費と該当する番号を記載させていただいております。

簡単ですが、資料の説明を終わります。

○委員長

次に、189ページ、街路事業費、県道新飯塚潤野線整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料118ページ、説明を説明をお願いします。

○都市計画課長

予算資料の118ページをお願いいたします。県道新飯塚潤野線整備事業につきましては、平成28年度に都市計画決定の変更を行い、現在、福岡県を事業者として整備を進めているところでございます。朱色、黄色、青色で着色した区間が今回の事業区域となっております。

これまでの主な計画につきましては、資料左側の四角で囲んだ部分を御覧ください。先ほど申しあげました平成28年度の都市計画決定の変更を経て、平成29年度から令和2年度にかけて、測量設計業務を実施し、令和2年度から令和6年度にかけて、用地買収及び物件補償等を行ってまいりました。

令和4年度から令和5年度にかけましては、道路用地の整地及び地盤改良工事を実施し、令和6年度から本年度にかけまして、橋台・橋脚などの橋りょう下部工を施工中でございます。

今後の予定といたしましては、令和8年度以降は、橋りょう上部工の施工及び計画図の青色で着色した部分の道路改良工事を実施することとしております。

令和11年度の事業完了を目標に事業者である福岡県と協議を行いながら、事業の確実な進捗に努めているところでございます。

○委員長

次に、190ページ、公園費、公園施設管理事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の190ページ、予算資料の40ページの公園費、公園施設管理事業費の維持管理経費について、お尋ねします。

公園施設管理事業費には、公園を維持管理していくための様々な費用が計上されているかと思いますが、その維持管理費用の財源をお示してください。

○都市計画課長

公園施設管理事業費の主な内容につきましては、公園の草刈りや樹木の伐採、剪定、園内の清掃、遊具やトイレ等の公園施設の管理業務委託費、さらには老朽化した施設の維持修繕や補修費用など、公園を安全かつ快適に利用していただくための維持補修費でございます。

これらの維持管理費用の財源につきましては、国や県からの補助金等の特定財源はなく、原則として市の単独財源により賄っております。具体的には一般財源を中心に、必要に応じて市債を活用しているところでございます。

○赤尾委員

予算資料で令和7年度との比較が出ていますが、1777万4千円増加しております。主要因について、お尋ねします。

○都市計画課長

令和8年度当初予算が前年度と比較して1774万4千円増加しております主要因につきましては、公園の草刈り業務や施設管理業務委託に係る人件費の上昇によるものでございます。近年の人件費の単価の上昇に伴い、委託費の増額が必要となっております。また、燃料費や資材費など価格上昇も影響しており、これらが予算増額の主要因となっております。

○赤尾委員

予算の増加は人件費の上昇が主要因ということですが、公園管理における公園の箇所数、委託面積等の増減はあるのでしょうか。

○都市計画課長

令和7年度の当初予算と令和8年度当初予算を比較いたしますと、草刈り業務や施設管理委託における公園の、箇所数並びに委託面積につきましては増減はございません。

したがって、予算増加の主な原因は先ほど申し上げましたとおり、人件費単価の上昇や資材費等の価格上昇によるものであり、管理対象の拡大によるものではございません。

○赤尾委員

昨今の社会情勢とか見ているとですね、人件費とか資材費が高騰を続けるんじゃないかと今後も。下がることはちょっと考えにくいんじゃないかと思えますけど。この維持管理費の削減のために、何をすべきと考えられますか。

○都市計画課長

委託業務の増加の主なものが人件費と資材の単価上昇ということでございますので、なかなか、今管理委託を実際にやっているのは、やっぱり人間による草刈りが主になりますのでその予算を縮減するというのは、現状ではなかなか難しいというふうには思っております。

○赤尾委員

これ対象の公園施設で代表的なものというか、主にどういうところの公園なのか、公園も種類がいろいろあるじゃないですか。それちょっと教えてもらっていいですか。

○都市計画課長

代表的な公園で面積の大きい公園で言いますと、勝盛公園、大将陣公園、笠城ダム公園であります。

○赤尾委員

中規模、小規模の公園で例えば、その開発公園とか、そういったところの維持管理というのは含まれていませんか。

○都市計画課長

先ほど委員が申し上げました開発遊園につきましては、基本的には地元の自治会で利用されるということを想定しておりますので、地元の住民にお願いしていることから今回の維持管理には含まれておりません。

○赤尾委員

使用とか利用の状況から、売却できるような公園は現在、幾つかあるのかないのか、その辺ちょっと教えてください。

○都市計画課長

開発遊園につきましては実績で申し上げますと、今年度、昨年度も含めまして数件程度、地元の意向を聞いた中で、公園の用途を廃止しているところがございます。

○赤尾委員

今、維持管理で要は費用のかかっているもの、経費のかかっているもので、そういった公園の中で売却できるような物件というのはないんですか。

○都市計画課長

売却できるような物件もございます。

○赤尾委員

利用状況とかにもよるんでしょうけど、そういうのを積極的に売却していくというのが一つ、維持管理費の削減というのはつながるんじゃないかと思いますので、その辺のご検討もよろしくお願いします。

○委員長

次に、192ページ、公園費、公園施設長寿命化事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

公園施設長寿命化事業についてですが、こちらの概要についてお尋ねします。

○都市計画課長

公園施設長寿命化事業につきましては、社会資本整備総合交付金の公園施設長寿命化対策支援事業を活用し、改善が必要と判定された施設を対象として施設の更新等を実施していく事業となっております。

本事業の対象となる公園につきましては、飯塚市公園等ストック再編計画の分類による都市公園、児童遊園、開発遊園、その他遊公園のうち、都市公園の65か所が対象となります。

○土居委員

令和8年度に計画している事業費3340万円について、具体的にどの公園にどのような施設の更新等を計画されているのか、お尋ねします。

○都市計画課長

令和8年度につきましては、9か所の都市公園において、10施設の更新を予定しております。

具体的に代表的な公園で申し上げますと、笠城ダム公園におけるトイレ・シェルターの更新、

五穀神公園におけるトイレの更新、川津公園におけるコンビネーション遊具の更新をはじめとして、ほか6か所の都市公園において滑り台、鉄棒、砂場の更新を予定しております。

○土居委員

9か所の公園において、遊具施設の更新を計画していることが分かりました。それでは遊具等を更新する際に、利用者に対する安全面での配慮についてはどのようなお考えがあるのか、お尋ねします。

○都市計画課長

安全面の配慮につきましては、遊具の種類、設置場所ごとに必要な安全対策を講じております。例えば、滑り台につきましては利用者が滑り降りた着地点に、衝撃を緩和するゴム製のマットを設置しております。また、ブランコにつきましても足元部分へのゴムマットの設置や、安全柵の設置により安全領域を確保するなど利用時の事故防止に努めております。さらに、更新にあたり設置する遊具につきましては、国土交通省が示しております都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づく、安全基準に準拠した製品を採用するなど遊具の選定段階から安全性を十分に考慮しております。

今後につきましても安定的な点検や適切な維持管理を徹底し、利用者の皆様が安心して利用できる公園環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

○土居委員

公園施設の長寿命化については、今言われた利用者の安全性や快適性の保持のためにも適宜対応していただければと思います。また、今後は鎮西小中一貫校や穂波東小中一貫校、また椋本小学校など、児童生徒の増加が見られる学校周辺では新築住宅もたくさん建てられている状況が見受けられます。そういったところでは、周りに公園がないという保護者の声も耳にすることがございます。既設公園のリニューアルも必要であります。住環境の変化に即した新設公園整備についても、前向きに検討していただくよう要望して質問を終わります。

○委員長

次に、同じく192ページ、公園費、公園施設長寿命化事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

192ページ、公園費、公園施設長寿命化事業費について、お尋ねします。

市内には大小多数の公園があり、公園内には数多くの遊具、休憩所やトイレといった施設があると思いますが、その公園施設等を適切に管理して長期的に維持していくことが公園の快適な利用に不可欠だと考えます。

そこで、快適な公園利用のためにどのような管理を行っているのか、お尋ねします。

○都市計画課長

市内には、都市計画課が所管する公園が大小合わせて300か所以上ございます。これらの公園につきましては、都市公園や児童遊園、規模の大きなその他遊公園等において、例年夏と秋の2回、委託業務により草刈りを実施しております。併せて、必要に応じて樹木の伐採や剪定を行うほか、遊具やベンチ、トイレなどの公園施設についても老朽化した施設の更新や修繕を行うなど安全で快適に利用していただけるような適切な維持管理に努めております。

また、都市計画法に基づく開発行為により設置された開発遊園につきましては、主に周辺住民の皆様の利用を想定していることから、草刈りや清掃等の日常的な管理を地元自治会等をお願いしておりますが、近年は高齢化の進行や自治会未加入世帯の増加により、今後は地元での管理が困難になっているといったような声も増えてきております。

○石川委員

ご答弁によると、夏と秋の年2回の草刈りを行っているということですが、公園内に人の背丈ほど草が伸び外部からの視界が悪くなることで、こどもたちが安全に遊べる状況ではなく、

防犯上好ましくないとと思われるような公園を見かけることがあります。市としてはどのようにお考えですか。

○都市計画課長

質問委員が言われますように、近年の地球温暖化の影響による気温上昇や降雨量の増加により、草木の生育が激しく早まっております。特に、夏頃に実施する1回目の草刈り後、次の秋の2回目の草刈りまでの間に、草丈が大きく伸び、人の背丈に近い高さになる公園も見受けられる状況となっております。

その結果、外部からの視認性が低下し、こどもたちの安全確保や防犯面において好ましくない環境が生じていることについては、市としても課題として認識をしておりますが、現行の年2回の草刈り体制では草木の急速な生育には十分対応し切れず、健全な公園機能を維持することが難しい状況となっており、対応に苦慮しているところでございます。

○石川委員

雑草や草木の生育が著しく早く、その対応に苦慮されているということですが、少しでも維持管理コストが縮減できるような対策について何か検討しているのか、お尋ねします。

○都市計画課長

公園につきましては、憩いや遊びの場としての機能を有していることから全面的なコンクリート舗装等による対応は適切ではなく、原則として、定期的な草刈りによる維持管理を行っているところでございます。

現在の草刈り作業については、その多くを人力によって実施しており安全面や作業精度を確保する一方で、作業に対する人件費の割合が大きく、直ちに大幅なコスト縮減につながる有効な手法は見だしにくいという状況でございます。

しかしながら、草の生育が年々早まる中、従来と同様の管理手法だけでは、持続的な維持管理が難しくなることも、懸念されております。

今後は、除草方法の見直し、防草対策の資材の活用など研究を進めるとともに、費用対効果を十分に検証しながら維持管理コストの縮減と公園機能の確保の両立に努めていきたいと考えております。

○石川委員

私も全面的なコンクリート舗装等による対応は適當ではないと思います。移住・定住政策の中でも、公園の質は非常に重要であると考えます。こどもたちの安全確保や防犯対策はもちろんですが、地域の安全装置としての機能も公園にはあると思いますので引き続き、適切な管理をお願いいたします。質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:57

再 開 16:58

委員会を再開いたします。

本日はこの程度にとどめまして、18日、水曜日、午前10時から委員会をいたします。お疲れさまでした。